

令和2年第3回京丹波町議会定例会（第2号）

令和2年 9月 4日（金）

開議 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 諸般の報告

第 2 一般質問

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 岩 田 恵 一 君
- 2 番 野 口 正 利 君
- 3 番 谷 口 勝 巳 君
- 4 番 隅 山 卓 夫 君
- 5 番 村 山 良 夫 君
- 6 番 坂 本 美 智 代 君
- 7 番 鈴 木 利 明 君
- 8 番 西 山 芳 明 君
- 9 番 北 尾 潤 君
- 10 番 山 下 靖 夫 君
- 11 番 東 まさ子 君
- 12 番 山 田 均 君
- 13 番 谷 山 眞 智 子 君
- 14 番 篠 塚 信 太 郎 君
- 15 番 森 田 幸 子 君
- 16 番 梅 原 好 範 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（18名）

町	長	太田	昇	君
副	町長	谷	俊明	君
参	事	中尾	達也	君
参	事	山森	英二	君
企画	財政課長	松山	征義	君
総務	課長	長澤	誠	君
税務	課長	豊嶋	浩史	君
住民	課長	久木	寿一	君
保健	福祉課長	岡本	明美	君
こども	未来課長	木南	哲也	君
医療	政策課長	中川	豊	君
農業	振興課長	大西	義弘	君
にぎわい	創生課長	栗林	英治	君
土木	建築課長	山内	和浩	君
上下	水道課長	山内	善博	君
瑞穂	支所長	上林	太志	君
教	育長	樹山	静雄	君
教	育次長	堂本	光浩	君

6 欠席執行部（0名）

7 出席事務局職員（3名）

議会	事務局長	藤田	正則
書	記	山口	知哉
書	記	山本	美子

開会 午前 9時00分

○議長（梅原好範君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染予防の関係で、3つの密（密集、密接、密閉）をできる限り避けるために、感染防止及び予防の関係で、出席者の入場前の検温、手指消毒を行い、出席者及び傍聴者におかれましてもマスク着用としております。また、議場内の換気を行うため、カーテンの一部を開け、窓を常時、少し開けた状態にしております。ほかにも、会議の休憩をできるだけ小まめに取り、休憩中に議場内全体の空気換気をさせていただきます。また感染防止対応のため、水筒等での飲料の持込みを許可しております。

本定例会より、感染防止のさらなる対応をするために、ポイント位置にアクリル板のシールドを立てておりますので、ご理解ください。

また、傍聴席におきましては、傍聴席を1席ずつ離して、距離空間を取った配置にしております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて、本日の議事運営につきましても、こうした状況の中で、3密の状況を少しでも回避するために、議員の皆様並びに執行部の皆様におかれては、簡潔明瞭な質疑応答をいただき、スムーズな会議の進行に努めていただきますよう、いま一度、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

あわせて執行部の出席者についても、密を避けるために協力と調整をいただいております。ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年第3回京丹波町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、諸般の報告》

○議長（梅原好範君） 日程第1、諸般の報告を行います。

8月31日に議会広報常任委員会が開催され、広報発行に向けた会議が行われました。

本日の本会議に、京丹波町ケーブルテレビの撮影・収録を許可したので報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

ただいまから、本日の本会議における議員につきましても、感染予防対策として密を避けるため、議員7名に別室に移動いただき、テレビモニターでの視聴をいただきます。あらかじめご連絡しておりますとおり、7人の議員の移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時05分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

現在、着席いただいている席を本日午前中の席順とします。

《日程第2、一般質問》

○議長（梅原好範君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、順次発言を許可します。

最初に、西山芳明君の発言を許可します。

8番、西山芳明君。

○8番（西山芳明君） 皆さん、改めましておはようございます。議席番号8番の、西山芳明でございます。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、令和2年9月議会におけます私の一般質問を、通告に従い2つの事項につきまして質問をいたしたいと思っております。

まず1項目めですが、新型コロナ対策の経過及び今後の対応についてお伺いをしたいと思います。

新型コロナ感染症の全国的な蔓延に伴い、4月上旬に緊急事態宣言が発出され、都道府県をまたぐ人の移動やイベント開催、飲食などの営業等、自粛が求められ、国民生活や経済に極めて大きな影響を与えましたが、5月25日には緊急事態宣言が段階的に緩和をされ、6月19日から全国都道府県をまたぐ移動の制限解除に続き、7月10日にはイベントの開催制限も緩和をされてまいりました。その後7月に入りまして、再び徐々に感染者が増加傾向になり、9日以降、大都市を中心に感染者が再び増加に転じ、7月の4連休を経てついに8月1日には、東京都知事は感染拡大特別警報なる宣言を発出しております。今、第2のピークが過ぎたとの報道もありますものの、昨日現在で全国で7万1,025人の感染者があり、死亡者も1,348人に達している状況であります。

本町におきましては、4月8日に京丹波町新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、様々な対策や影響に対する支援事業に取り組み、幸い今のところ感染者はゼロとなっております。しかし、いつ誰が感染してもおかしくない状況の中で、まずは自己防衛に徹すること、そして万一発生した場合、的確な迅速な処置と感染者に対しての誹謗中傷など、人権を脅かす言動が起こらないよう万全を期することが重要であると考えますとともに、この閉塞状態からの一日も早い脱却を目指した対策が急がれるところであります。

国におきましては第1次補正予算1兆円に続き、第2次として大型補正予算が組まれ、新

型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、総額2兆円の上積み補正が行われております。本町におきましては、議会初日の町長説明にもありまして、今定例会におきましても、国からのこの臨時交付金を原資として、4億460万円を追加した補正予算（第4号）が上程されております。

翻りまして、5月には国からの国庫補助金14億2,990万円の交付を受け、1人当たり10万円の定額給付金や子育て世帯への臨時特別給付金など、コロナ対策として取り組まれましたが、いまだ出口の見えないこの状況が続く中で、今後とも引き続き対策を講じていく必要もありますが、まずはこれまでの取組施策の経過を踏まえ、検証を行った上で今後の取組を進めることが重要であると考えております。

そこで、次の7点にわたりまして質問をしたいと思います。

1点目ですが、特別定額給付金給付事業につきまして8月17日で終了いたしました、町長の行政報告にもありまして、本町では世帯数にして99.7%、人数にして99.9%という極めて高い給付率となり、対応に当たられました職員の皆さんをはじめ、関係者の皆さんの並々な熱意とご尽力に敬意を表するところであります。

しかし僅かではありますが、未給付となった方々がおられますが、その原因として具体的にはどのようなことが考えられたのか。個人情報に抵触しない範囲で説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの件でありますけれども、初日の行政報告でも申し上げ、今も議員からもありましたが、99.7%の世帯、6,251世帯に給付が完了したところであります。

交付に至りませんでした原因としましては、この申請書の送付に当たって居住実態がなく、宛所不明であるというようなことで申請書が届かなかったというところが4世帯、それからお亡くなりになった方が1世帯、給付金が不要ということで申請のあった方が2世帯、それから未申請の方が11世帯という状況でありました。これにつきましては個別の事情によるものであるというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） 今の数字を合計しますと18人ほどが未交付であったというふうに説明をいただきましたけれども、そうした未交付の方々に対しまして、居所不明等については

なかなか追跡をしていくのは難しいと思うんですけども、100%受給をしていただくためにどのような対策を講じられたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほどの未交付の内容ですけれども、世帯で18世帯、人数で言いますと19名ということになります。

この未交付者に対しては、申請期間中におきましてケーブルテレビ告知放送や文字放送、ホームページ、広報紙やお知らせ版による啓発を行ってきたところでありまして、また、申請数が98%を超えました7月1日現在におきまして、未申請者の方を抽出し、簡易書留による郵送での直接の申請の勧奨も行ったところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） 次に事業者の関係の対応では、小規模事業者等支援給付金4,500万円、それから新事業展開支援補助金1,500万円の予算計上がされておりましたけれども、その活用状況につきまして、具体的にはどのような活用が図られたのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして売上げが30%以上減少した事業者を支援いたします小規模事業者支援給付金につきましては、21事業所、合計で630万円を給付したところであります。

業種については当初想定しておりました飲食業や理美容、サービス業を中心に申請いただき、給付させていただいたところであります。

また、売上げ回復などの取組を支援する新事業展開支援補助金につきましては、募集期限を待たずに想定しておりました50件に達し、50事業者に対しまして合計で1,477万5,000円の交付を決定したところであります。対象事業としては、パンフレットの制作なりホームページのリニューアルなどによります販路の開拓や集客対策や、設備増強によります生産性向上等に活用をいただいております。

今後の対応につきましては、新型コロナ対策新事業展開支援補助金の利用が多く、申請件数が定数の50件となり受付も終了とさせていただきましたけれども、その後につきましても申請相談等をいただいておりますので、一定のニーズがあるという状況でありますので、小規模事業者等支援給付金との予算の組替えを本9月議会に補正予算においてお願いしているところでありまして、議決いただき次第、速やかに再募集も行っていきたいと

いうふうを考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） 今ご説明をいただきましたとおり、特に新事業展開支援補助金が相当、ほかにもまだ要望があるというようなことをごさいますし、先ほどありましたとおり、今回の補正予算にも計上されているようでございます。ぜひとも希望されている方には全て給付が、補助が渡りますように、ご尽力を賜りたいと思います。

次に4点目でございますが、スーパープレミアム商品券発行事業予算9,500万円につきまして、直近で商品券がどの程度使用されているのかということ、それから使用済みの商品券の回収状況から読み取れます主な使用先についてお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 商品券の第1回の販売額は1億4,051万円で、8月18日時点で44.8%、約8,200万円回収されておるところであります。

主な使用先としましては小売業が55%、次いで建設業で23%、サービス業で19%、飲食店3%となっております。最も多い小売におきましては、食料品や日用雑貨をはじめ、エアコンなど家電の買換えなどにも使用されているという傾向が見られておるところであります。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） 今、この使用先のパーセンテージをお伺いしたんですけれども、一番狙っておったのが、やはり外出、自粛等の関係もあったと思うんですが、飲食関係が3%程度だったということをごさいます。町として高いプレミアム率の商品券事業でどのような効果を狙っておられたのか、また結果として期待したとおりの結果が得られたのか、どういふふうにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今回のスーパープレミアム商品券につきましては、これまでにない規模、3億9,000万円ということで実施をさせていただいたわけでありまして、第1回目の販売におきましては、購入申込みをいただいた方が抽せんになることなく、もれなく商品券の購入ができたということでありました。また今回は初の試みとして、町内19か所での出張申込窓口なり出張販売も実施をさせていただいたところでありまして、そして追加募集をいたしました第2回販売におきましては抽せんになりまして、予定をいたしました全ての商品券を販売できるめどがついたところでありまして、

今後におきましては、3億9,000万円が町内で消費をされまして、商工業の活性化な

り新型コロナにより落ち込みました地域経済の回復が効果的に図られるものと期待もしておるところであります。また、今回の新しい試みとしまして「お買物ガイドブック」の発行と、特に大きな打撃を受けられた飲食店を対象にしたテイクアウトメニューやお店の情報を紹介した「テイクアウト京丹波ガイドブック」を発行して、商品券とともに配布をさせていただいたことも、効果的な消費喚起につながったものと認識もしておるところであります。ガイドブックに掲載協力いただいたお店からも、ガイドブックに載せた商品が売れましたというような声も聞かせていただいているところでございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） 今のお話によりますと、むしろ3%だけでも逆に狙っておった業者の方に好評であったというか、ガイドブックに載せた商品が売れたという、そういう一定の効果があったというふうな報告かと思えます。

続きまして6点目に、これは教育長にお伺いをしたいと思うんですが、図書カードの配布の277万円につきまして、配布を受けられました児童や生徒の皆さんがどのように有効活用されたのか、その状況また反響等についてどのような声が聞かれたのか、もし分かっておればお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 長期にわたります小中学校の臨時休業によりまして、自宅などでの生活を余儀なくされた町内の児童生徒の家庭学習支援のために、6月中旬に、町内小中学生全員に当たる790人の子どもたちに対しまして、3,000円分の図書カードを、各学校等を通じまして贈呈させていただいたところでございます。

8月末現在での図書カードの使用率でございますけれども、約5割弱となっております、小学校で47%、中学校で44%というふうに報告を受けておるところでございます。家庭学習のための問題集でありますとか、自由研究の本を購入した子どもでありますとか、料理の本を購入して家でお菓子を作ったという子どももおりましたという報告を受けているところでございます。

家庭での学習支援や読書のきっかけづくりという側面はもとより、子どもたちが家族と相談しながらも、自分でよく考え、自分のための本を購入するという、対話的で主体的な深い学びにも結びついているものと考えておるところでございます。

ちなみに、小学校の子どもたちでいいますと、小説や物語、歴史の本、ゲームやアニメの本なんかも買ったようでございます。中には手話の本を買って手話の勉強ができたという子どももおりました。さらには兄弟や家族で本屋さんに行って、本を探して買ったとか、独り

でレジに持っていったとか、次も買う本を決めているとかいうことで、子どもたちなりにそれぞれ主体的にこのカードを活用してくれたというふうに思っております。

中学校の生徒たちにつきましては、中学校では毎朝、朝読書といたしまして勉強が始まる前に10分程度ですけれども、静かに教室で本を読むという習慣に取り組んでおりまして、学校で取り組んでいるこの朝読書のときに使う本を買いたいという子どもたちは結構おりまして、それを買った子が多かったようでございます。ほかには参考書でありますとか料理の本、中には府立高校の入試の過去の問題集、過去問を買って受験に役立てたという生徒もおりました。

こういう状況でございまして、図書カードをうまく活用してくれたのではないかな、読書や受験のきっかけづくりになったのではないかなということをおもっておりまして、子どもたちなりに図書カードを有効に使ってくれているものとして、教育委員会としては受け止めております。また学校を通じて有効な使い方についても指導していけたらと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） 私も保護者の皆さんから、今回の図書カードについては非常にありがたかったというようにお声もお聞きをしているところでございますし、今、教育長から報告いただいたとおり、多種多様な活用の仕方をされて、本離れが進む傾向の中で、一層、本に対しての関心を高めるきっかけづくりになったのかなというふうに評価をしたいと思っております。

7番目の質問ですが、今後の補正予算の活用につきましては、本当に支援を必要とする住民の皆さんが、本当に求められている支援であるかどうかをしっかりと検証した上で対応していくことが、極めて重要であると考えております。これまでのコロナ対策事業を踏まえ、今後の対策についてどのような方針で臨もうとされているのかを、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルス対策につきましては、いわゆる3密の回避やマスクの着用、手洗いなど、町民の皆様には「新しい生活様式」を徹底いただき、また、事業者の皆様には業種別のガイドラインを遵守いただくことが最善の策であると認識をしておるところでありまして、町ホームページやケーブルテレビ、広報紙など、情報媒体や様々な機会を捉えまして、引き続き町民の皆様にご注意喚起をし、町内での感染拡大防止に努めてまいりたいと考えておるところであります。

あわせて、新型コロナに伴います風評被害でありましたり人権問題など、あってはならない事象も全国で発生しているところであります。初日の行政報告でも申し上げましたが、新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性のあるものですので、感染した人が責められることなく、みんなで励まし、支え合って治療に専念してもらえよう、温かい社会をつくっていく必要があるというふうに考えております。こういったことが京丹波町内では決して発生しないように、町民の皆様に強く呼びかけてまいりたいと考えておるところであります。

また町内事業所・企業支援につきましては、第1次コロナ対策におきまして、主に売上げ減収対策及び回復に向けた事業展開への支援を補助金や給付金により行ったところであります。今後の第2次コロナ対策におきましては、これから秋・冬に向けましてさらなる感染拡大も懸念されます中、継続的に経済活動を展開していただけるよう、各店舗や施設の感染防止対策の強化や感染防止設備の充実等を支援していきたいというふうに考えているところであります。

また、自粛要請に伴う集客が落ち込んだ観光施設やスポーツ施設に対する支援として、新たな生活様式に対応した施設整備や新たな体験メニューの継続、スポーツ施設の利用促進なども支援してまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） 今、住民あるいは事業者に対する支援の方向性について説明をいただきましたけれども、これから本議会で審議をいたします補正予算（第4号）につきまして、かなり大型の補正でもありますし、そうした支援が本当に必要な、あるいは有効な手だてになりますことをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2つ目の項目であります、危険な支障木等の適正管理につきまして質問をさせていただきます。

今年の夏は殺人的な猛暑続きで、8月の平均気温が平年に比べまして西日本で過去1位タイの1.7度、東日本では戦後最高の2.1度も上昇したと報道をされております。また9月に入りましても、日本近海の海水面温度が30度以上のエリアが、太平洋全域から日本海の北陸、東北沿岸まで広がっているとも伝えられております。

今年もまた本格的な台風シーズンを迎え、今まさしく超大型の台風10号が接近しておりますところではありますが、年々大型化、強烈化する傾向が実感として伝わってくる中で、昨年も9月に千葉県を襲った台風15号の例を見ますと、倒木によりまして道路や電線、電柱が甚大な被害を受け、1か月以上も停電をする地域もあったことは、記憶に新しいところであります。

くしくも昨日、猪鼻地内府道26号沿いの松の木の枯れ木が、昨日の台風9号の強風のあおりを受けて倒れまして、木の破片が道路上に散乱し、幹部分が関西電力の送電線にもたれかかりまして、電線がかなりしわっておるといふか、たるんでおるような状況との通報がございました。

実はこの現場の写真を撮ってきたんですけれども、こういう状況です。電線に丸ごとその松の木が乗りかかっているという状況でございまして、幸い事故には至らずに、支所のほうから迅速に対応していただきまして、また通りがかりの住民の方が、道路に散乱する枝の片づけ等もしていただいております。

こうした状況を踏まえまして、危険な支障木等の適正管理について質問を行いたいと思います。

本町の集落形態は、日本の典型的な農村形態を呈しており、日の当たる平たんな場所は農地として活用し、住まいは山際にへばりつくように建てられており、つまりそのことは、同時に家のすぐ裏には急傾斜地を背負う状況が多く見られております。さらにそうした環境に追い打ちをかけるように、民家の際まで植林された人工林や放置された雑木が大木となりまして、屋根に覆いかぶさるようなところもあつたり、民家をつなぐ電線や通信線などが道路沿いに生い茂る木々に覆われまして、倒木により停電や通行止めの原因になるケースが年々増加する傾向にもあります。

もちろんこうした事故が発生しないように、森林の所有者や管理者が平素から適正な管理を行うことが大原則であることから、広報京丹波お知らせ版の8月号におきましても、民放や道路法に基づき、せり出した支障木の管理について所有者責任が問われることが告知をされております。もちろん法的にはそのとおりであるんですが、近年所有者の高齢化により代替わりしたり、遠方に転居されて連絡がつかないケースや、所有者すら不明など、多くの課題を包含していることも事実であります。加えまして、先ほど申し上げた昨年千葉県において長期間停電が発生し、住民生活に大きな影響を及ぼした事例は、道路沿いの倒木が原因であるとされております。

こうした危険な状況の中、民家や送電線を風水害等から守っていくための対策の一つとして、京都府では京都府森林の適正な管理に関する条例が制定されているとともに、本町におきましても、京丹波町要適正管理森林等災害予防事業補助金交付要綱が制定されておりました。適正管理森林等災害予防事業費として、今年度は35万円が予算計上されております。しかし実際適用を行っていくためには、諸条件整備が必要とされております。一方で道路や民家、送電線に覆いかぶさるように生い茂る支障木の存在は、安心安全な住民生活を脅かし、

つまり公の福祉に反する大変重要な課題となってきていると申し上げても過言ではないかというふうに考えております。

先日の新聞報道によりますと、亀岡市では民地の住宅地などで発生した土砂災害等に対しても行政支援を行うことが検討されており、これまでの民地の管理責任は所有者責任というスタンスから、安心して暮らせる地域社会の実現のため、行政が一步踏み込んだ先進的な災害防止施策に取り組もうとされております。

こうした状況を前提として、危険な支障木等の適正管理に関し、本町としての対応について次のとおり質問させていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、現行の京都府森林の適正な管理に関する条例では、下方に人家や学校等がある森林の所有者に適正な管理を求めるものでありますが、その実効性や緊急性の面から、異常気象下における今日の実情に必ずしもそぐわなくなってきている側面もあるのではないかと考えております。

そこで人家に影響を及ぼす可能性のある森林管理に関しまして、災害の未然防止の観点からの新たなフレームづくりとして、森林所有者が支障木の伐採や除去などをもっと積極的に行えるような新たな制度づくりを京都府に求めていく必要もあるのではないかと考えますが、京都府に対してそうした要望を行っていく考えはないかお伺いしたいと思います。

電力会社等に対しても、未然の停電防止のための支障木の伐採等についても要望を行っていく必要があると考えますが、そうした考えがないか、併せてお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今も議員からご指摘がありましたとおり、今大きな台風、過去に例を見ない台風10号が接近をしておりますし、昨年は関東地方におきまして19号、15号で大変な被害が発生をしております。また平成30年には台風21号が関西に来まして、関空などで大きな被害が出て、京都市内とか亀岡市で大変な数の風倒木が発生をし、長期間停電をするというようなことも起こっております。

近年、台風等も大規模化しておりまして、倒木等が原因であります家屋被害はもちろんですけれども、電柱、電線等の被害から長時間の停電が発生をしております。住民生活に大きな影響を与えておるところであります。まずは所有者なり関係の方々には森林の適正な管理をお願いすべく広報等を行っていききたいというふうに思っておりますけれども、先ほどの松も松枯れでありましたり、また山林の手入れもなかなかできないというような現状もあります。

現代社会におきまして、電力に依存する部分がかなり大きいわけでありまして、停電によ

る影響は計り知れないものでありますし、また高齢化なり過疎化で、所有者のみで森林管理も難しくなっておるといようなことも考えますと、京都府等に対しまして広域的な視点に立って、新たな支援制度の創設でありましたり関係機関の連携等につきまして要望を行ってまいりたいと考えておるところであります。

また停電の未然防止という観点から、あらかじめ電力供給に影響が予測されます支障木の伐採等につきましては、柔軟な対応を電力会社に求めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） ぜひ京都府のほうにも要望をお願い申し上げたいと思います。

2点目に、近年道路沿いに植林された人工林や雑木、竹などが生い茂り、見通しが悪く通行の支障になったり、大雨、台風、降雪の際には折れ曲がりや倒木によって通行止めが起こるケースもあり、住民の日常生活に大きな支障を来すことが起きておりますが、町としてどのような対策を講じているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 個人が所有されております山林等につきましては、倒木の危険性等がある場合につきましては、所有者に伐採をお願いしておりますけれども、台風や降雪によりまして支障木となりました倒木等につきましては、緊急時の対応としまして、町で撤去を行っておるところであります。

また、倒木等で事故が発生した場合は、先ほど議員からもご指摘がありましたけれども、所有者に賠償責任が問われるということになりますので、昨年12月、それから今もありました今年の8月発行の京丹波町のお知らせ版におきまして、道路上に張り出している樹木などの伐採について、お願いということで掲載をさせていただいたところであります。

今後におきましても、適正な維持管理を行いますとともに、所有者の方への周知を行ってまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） お知らせ版でご案内はされているんですが、さらにそのほかにもいろいろ広報手段があると思いますので、ぜひとも、できるだけ所有者の方の責任という範疇の対応をよろしくお願いしたいと思います。

3点目に、道路や電線などに多大な影響を与える支障木の放置は、公の福祉の観点からも大きな社会問題化しつつある中で、所有者に対して伐採等に強い勧告など、行政指導が行えるような要綱等の整備も必要ではないかというふうに考えておるわけですが、検討される考

えはないかお伺いをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 道路には建築限界の範囲、車道で高さ4.5メートル、歩道で高さ2.5メートルがありまして、通行に支障がある場合や危険であると判断した場合には、道路管理者におきまして緊急に伐採を行っておるところであります。また、電線や電柱に覆いかぶさっている場合は、関西電力なりN T Tに伐採の依頼を行っております。

なお、要綱等の制定については、現在のところ予定はありませんけれども、今後も引き続きまして適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 西山君。

○8番（西山芳明君） 支障木を原因とします生活道路の通行止めや、ライフラインの重要な一つである停電事故は、本町に限らずどの地域でも起こり得ることでありまして、公の福祉を脅かす大きな社会問題の一つとなっていており、国、府、市町村が連携をして解決に向けた取組を行っていくべき重要な行政課題であろうと思います。

時には超法規的な取組も今後必要になってくることを想定し、本件につきましては引き続き関心を持って取り組んでいこうと考えておることを申し上げまして、本定例会におけます私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（梅原好範君） これで西山芳明君の一般質問を終わります。

次に、村山良夫君の発言を許可します。

5番、村山良夫君。

○5番（村山良夫君） 5番、村山良夫でございます。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、令和2年第3回定例会における私の一般質問を、かねて提出しております通告書に基づきまして行いたいと思います。

まず1点目、最初には、町長の責務というんですか、責任について次のことをお聞きしたいと思います。

非常に端的な質問なんですけど、町長の責務として、現在進行中の新庁舎建設か、それとも町民が安心安全に暮らせるまちづくりか、どちらが究極の責務と認識されているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員のご質問は、AかBかどちらかというご質問が多いわけでありましてけれども、地方自治体の役割というのは、やはり住民福祉の増進を基本としまして、安心安全なまちづくりをやっていくというのは、これは究極の目的かというふうに思います。

その中で、新庁舎の建設というのは安心安全なまちづくりを進める中で、この庁舎ではやはり安心安全な町にはならないということで、その目的を達成するための手段の一つとして庁舎を新しくさせていただくということで、今現在取組を進めさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと考えているところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ご指摘のありました、私の質問がAかBかということですが、そういうことじゃなしに、私が言いたいのは、行政というか何でも、やっていく中には目的と、その目的を達成するための手段とがあると思う。目的が最終的な究極の責任、今町長もおっしゃったとおり、町民の方が安心安全に暮らせるまちづくり。それをするために町長もタウンミーティングで、5つの施策を挙げておられる。その中に新庁舎の話もある。これはあくまでも、これは目的を達成するための手段でありますので、私はそのことの区別をちゃんとさせていただきたいということで、あえて目的と手段を一緒にして質問をさせてもらいますので、その点は誤解のないようお願いをしたいと思います。町長のおっしゃるとおり、安心安全な暮らしのできるまちづくり、町長のおっしゃる健康な里づくりということになると思います。

そこで、新庁舎のことについてお聞きをしたいと思います。

新庁舎における危機管理というんですか、町長の責任というのがあると思うのですが、特に今回この新庁舎の建設の時期が、コロナ騒動の真っ最中で工事が進んでいきます。そういう意味では、従来の新庁舎の建設工事の危機管理以外に注意をしなければならない、町民の安心安全を図っていくことの注意をしなければならないことがあるというふうに思います。

そこでお聞きをしたいんですが、工事関係者である発注者の京丹波町、それから落札業者である大成建設、それから施工管理委託業者、香山設計事務所だと思うんですが、この三者の間でいろいろと起きてくる、特にコロナ関係で起きてくることに対する責任を明確にするために、次のような文書が協議をして作成されているかどうかお聞きしたいと思います。

まず1点目は、コロナ感染防止策について関係者で協議し、責任の所在を文書で明確化しているかお伺いしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 事業者につきましては、国土交通省が策定しております建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに沿いまして、事業所内でのコロナウイルス対策を策定して、感染防止に努めながら工事をしておられることを確認しております。文書での確認は行っておりません。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 関係者と申しあげましたので、施工管理委託業者にも何かしておられますか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 設計業者等につきましても、それぞれコロナウイルスの感染防止のガイドラインに沿った対策が行われているものというふうに承知をしているところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 大成建設のコロナ対策につきまして、実は7月の14日、新庁舎建設特別委員会で現場を踏査させていただきました。そのときに責任者の感染予防対策の話を聞いておりますと、大成建設の方はもちろんですけども、下請関係のいわゆる協力企業者の個々の方から、自主的に体温を申請していただいて、その体温の高い人、37.5度でしたかを超えている人はその箇所の責任者から現場代理人に申し出て、休むとかそういうことをすると、こういうことでした。

考えてみますと、今はこの議会へ入ったときも全部職員の方で体温を計測しています。自主申告ということになりますと、3次、4次、5次になってきますと独り親方が多いんじゃないかと思うんです。これは私の建設業に関しての経験です。そうなりますと、働かないと収入がないという状態ですので、やはり体温を正確に申請されるかどうか、非常に疑問に思うわけです。だから、立派な朝礼をやられてますけど、朝礼の前とかにそれぞれ総日参加している、入っている従業員の体温を測るとかいうような施設は、見る限りないんですよ。こんな甘いことでいかなものかと、こう思います。人の悪口を言うんじゃないんですけども、大成建設は既に東京の建築現場でクラスター、17人の集団感染が発生してまして、2週間か3週間、現場が止まっているという実績もあります。そういう意味ではもうちょっと大成建設に働きかけておかないと、最終的に困るのは京丹波町民であり、また京丹波町だと思うんですが、再度町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） それぞれの企業等でコロナウイルスに関します感染予防の対策をやっておられるというふうに理解をしておるところでありまして、体温の関係につきましても、自主申告か強制的に測るかというようなことで、やはりそういった方法の違いはありますけれども、しっかりと対策を取ってやっていただいておりますというふうに理解をしておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今おっしゃるように、相手に任せるのならそのことによって町が損害を被るということについてはどうするかという文書は必ず作って明確にしておかないとならないと思います。

これ以上質問しても同じことの繰り返しだと思いますので、これはこの辺にしておきます。その次に、工程管理についてお聞きしたいと思います。

これも新庁舎建設特別委員会で頂いた工程表によりますと、かなりシビアな工事計画になっているように思います。しかしコロナによります現場の閉鎖とかいうことも十分に考えられますので、これもその責任をはっきりしておかないといけないと、このように思うんですが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） コロナによりまして工事が遅くなったという損害をどうするかというご質問ということで理解させてもらってよろしいですか。

このコロナの関係でありますけれども、やはり工事が遅延することによって損害なり損害賠償が発生するという要件が成立するためには、過失とか重過失というものがないと成立しないというふうに思います。このコロナウイルスにつきましては、これは誰でも感染する可能性があるわけでありまして、不可抗力に該当するものであるというふうに考えておるところであります。

したがいまして、不可抗力であるものに損害賠償というのはすぐわれないものであると考えますし、業者との契約をしております契約書におきましても、免責条項の中で、不可抗力による場合の損害賠償については免責とするような条項が入っておると認識をしておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 例えば、東京とか大阪なんかでは飲食店関係に都なり市が指示したマニュアルが渡してあって、それをちゃんと守っているところにはポスターを貼らせて、ここは安心して食事をできる場所だと、こういうようなことにしてあると。不可抗力ということですけども、先ほど申し上げたとおり、感染対策がちゃんとできてないのに、そのことで起きた場合は不可抗力ということにはならないと思います。そういう意味でも感染対策に関する書面をちゃんと取っておかなあかんのちゃうかと、こういうことを申し上げているんです。

それともう一つ、非常にその工程がシビアになっているということで気になったんですが、7月14日の新庁舎建設特別委員会で、現場代理人の方からこんな説明がありました。雨が

多くて、いわゆる基礎をする掘った後の埋め戻しが遅れてまして、本来作業をしない日祭日に許可を得てやりましたと、こういう話でした。工程はまだ10%しか進んでない時点で、もう既にそういう非常対策をせんならんというのは、本当に工程がちゃんと組めてるのかどうかということが検討されているのかどうか、その辺どうなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この新庁舎建設の建設工程につきましては、工程どおりに進んでおるといことで考えておりますし、先ほどの新型コロナの関係につきましては、そういった形で新型コロナを原因とする工程による損害賠償については、それはそぐわないというふうに言いました。

先ほど来申し上げてますとおり、コロナは誰でも感染する可能性がありますので、感染者が責められるようなことがなく、安心して治療できるような社会にしていきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私は責めてるわけじゃないです。大事なお金を使って、それもかなりの大規模な、予算の30%を超えるような資金を投資して建てる建物ですから、町民の方がその工事によって迷惑を被らないようにしてほしいと、こういうことを言ってるんです。

順調に進んでるとおっしゃってますけれども、当日の説明では、7月の下旬の天候によりまして祭日作業を許可してもらいましたと、こう言っはるんですけど、これは順調に行っていない証拠なんですよ。だからそういう工程の中で、例えばコロナのクラスターが発生した場合には二、三週間工事を止めなければならない。だから工程の中で1か月とは言いませんけれども、3週間とか4週間のいわゆる余裕を持った工程にしたらいいと、こういうふうに思うんですが、それだけのことはちゃんと検討されて、そういう工程表になってるんですか。お聞きをしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 確かに7月14日の特別委員会で、現場踏査していただいた際には、現場監督員のほうからそういった説明があったところでございますが、極めて一時的なものでありまして、工程全体的な流れで言いますと、今順調にその部分は進んでおりまして、工程どおりにその部分を取り戻しておるといようなことでございます。その場所、その時間的なものもありますし気候的なものもありますし、そういったところで多少前後するということはあり得ますが、全体工程の中で進めておりまして、現在順調に進捗しておるといところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 順調に進んでおれば日曜日に作業する必要もない、順調に進んでないからそういうことになっている。

工程表の中で、先ほど申し上げましたのが、いわゆる1か月弱の余裕が取ってあるかどうかということをお聞きしたんですが、取ってありますか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 今打合せ上で示しております工程表につきましては、そういった細かい部分までは出ておりませんが、全体的に8月末の完成を目指して、無理のない工程に設定されておるといふふうに理解しております。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 町職員の方にそういう専門的なことを申し上げても、ちょっと無理なのかも分かりませんが、8月末の工期で工事を進めるということなんですが、そういうとき現場代理人にも工程のことをちょっと申し上げたら、そういう余裕を持たないようなシビアな工程を組んだら商品が悪くなる、いわゆる生産する庁舎が悪くなるとおっしゃったんですが、私の経験では、その建物が悪くなる、商品が悪くなるのは、突貫工事が起きたときです。だから工事が遅れてきたら突貫工事、そうすると製品も非常に悪くなるというのが常識です。だからもうちょっと突っ込んで、今明細は分からないとおっしゃってましたけど、これは本当に大事な事業ですから、内容をもっとちゃんと言っていて、今日私が申し上げたことも参考にして進めていただくようお願いをしたいと思います。

次にもう一つ、この完成後に対する安全の確保のことですけれども、国道9号と27号を結ぶ中央線は庁舎完成までに完了するのかどうかお聞きをします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町道蒲生野中央線に係ります工事につきましては、庁舎完成までには、国道9号交差点から、町道蒲生野中央北線交差点までを工事完了できるように進めているところでありまして。

残りの国道27号までの間につきましては、現在用地境界確定中でありまして、早期完成に向けまして、引き続き用地協議を行っていく予定としておるところであります。

なお、用地協議が整いました箇所から順次工事を進めてまいりたいというふうに考えているところでありまして。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 特に27号から中央線へ入るのが、現在は非常に厳しい状態です。前の寺尾町長のときにも、この庁舎の建設の条件として、警察のほうからあそこを右折レーンにすることが条件になっているみたいな話をされてたんですが、そういうことではないんですか。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 国道27号の右折レーンが新庁舎建設の条件になっているということは聞いておりません。

以上です。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） しかしこれは、非常に利用者も多いわけですし、現状では本当に大変だと思います。何らかの方法でもう少し入りやすいように、また町民の方がそこを利用されても安全になるように、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでちょっとお聞きしたいんですが、庁舎を建てることによって27号の右折レーンをつくることについて、その管理者であります福知山河川国道事務所へ要望されたことはありますか。

○議長（梅原好範君） 山内土木建築課長。

○土木建築課長（山内和浩君） 今通学路の関係でも国土交通省も一緒に入っていて、協議等もしておりますが、要望書という形で出したことはございません。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） そうですか。要望書をちゃんと出して早急にここは改善しないと、事故の原因になるんじゃないかこのように思いますので、よろしくお願ひします。

次の質問に入ります。

この同じことなんですけれども、新庁舎が完成しますと27号線を利用する、特に和知方面の方ですが、白土橋周辺は前から非常に危険な状態であると。これはもう町長以下、全員ご承知だと思うんですが、私が議員にならせてもらってすぐぐらいたったと思うんですが、和知の議員は梅原議長ほか、下山の議員のお二人が非常に積極的に取り組んでいただきまして、平成25年に事業化が決定したというふうに聞いております。しかしそれから8年余り、これ全く目に見えた進展がないんですけれども、町長、2年超済んだんですが、この間にこのことについてどのように取り組んでおられたのか。また早期実現のめどはあるのか、町長の見解をお聞きしたいと、このように思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国道27号の中山白土間につきましては、拡幅工事の早期着手完成を願ひまして、「中山・白土から京丹波をつなぐ会」というのが設立をされまして、強い地元の要望もいただき、町としても平成18年度から要望活動を行ってきております。要望のこゝろもありまして、平成25年度から事業着手をしていただき、今日まで地元説明会等を実施しながら進めていただいております。

現在の進捗状況につきましては、白土橋の取付協議を公安委員会と行っておりまして、拡幅工事用地測量に向けて調整されておることとごさいます。引き続き要望活動を行ってまいりたいというふうにごさいます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） この事業化がされたときは、この第4区選出の衆議院の北神先生が現職だったと思うんです。その後北神先生には残念なことだったと思うんですが、現職から離れられました。その間がこの8年間だと思うんですが、この遅れた原因の中に、やはりそういう国とのパイプがなかったことが一つの原因ではなかったかなと思うんですが、町長の見解はいかがですか。そういう国会議員の方がおられなくてもおられても順調に進んでいると、こういうことなんですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） この白土橋につきましては、事業化に向けまして橋を別途、もう1本新しく橋をつけるということでありまして、それがご存知の方もいるかと思ひますけれども、カーブのところにある橋でありますので、逆行といいますか、事故が発生しないように、かなりその手前から誘導していくというようなことで、公安といいますか警察との協議に時間がかかったというようなところを聞いておることとごさいます。

国会議員につきましても、それは国会議員の方にいろいろご尽力をいただひて進めていくということご協力をいただひておることとごさいます。今回につきましても地元選出の国会議員の方にお世話になりまして、8月7日に国土交通省の近畿地方整備局の道路部長や福知山の河川国道事務所の所長などとともに、現地の視察をいただひたところとごさいます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） もう一遍お聞きしておきたいんですが、やはりこの8年間の空白ができたというのは、国へのパイプがなくなったということが原因だったんじゃないかと、こう思うんですが、この点については町長はそれほど影響しないというふうにごさいます。それともやはり国の、この第4区の衆議院議員の先生が国へのパイプ役をしていただひたということが、このことだけじゃなしに今後河川とかその他、いろいろな国に関する事業

を進める上で必要であるというふうに思われるかどうか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 安倍総理が退陣表明されましたけれども、7年8か月続いたということで、ちょうどこれが8年で同じぐらいになりますけれども、安倍政権の前はコンクリートから人へというようなことで、非常に建設業、建設や土木に対する予算が削減と申しますか、少なくなった時代が続いたというようなことで、そのことも影響するのかもしれませんが、またそういった予算も増えてきたというようなところであります。もちろん国会議員の皆さんに要望しながら、町のためになることについては進めていきたいというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） それではこれで、コロナに関することは終わりたいと思うんですが、ただ町長にコロナ感染に対する認識につきまして、非常に言いにくいことを一言申し上げておきたいと思います。

といいますのは、過日、ある会合で、コロナ菌は老ノ坂は越えたけれども観音峠はよう越えられない、だから京丹波町はおかげで感染者はない、というようなブラックジョークをおっしゃってたんですが、やはり公の場で町長としてああいう発言はされないほうがいいと思いますことを申し上げておきたいと、このように思います。

続きまして、町民の安心安全なまちづくりをするために必要だということで、タウンミーティングでも健康の里づくりということで5つの施策を訴えられております。その中の1つに、病院事業の必要性を挙げておられます。

そこでお聞きしたいんですが、病院事業というのも健全な病院事業でないと意味がないと、このように思います。健全な病院事業を進めるために、町長の見解とまたその責任をお聞きをしたいと思います。

1番目に、令和元年度の決算です。決算書を見せてもらってませんでしたので、黒字を確保できましたかと聞いてるんですが、これは6,300万円の赤字になってたんですか。それでよろしいですね。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 令和元年度決算につきましては、約6,258万円の損失ということでございます。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） これも決算書を頂きましたので分かったんですけども、繰越欠損額

は、マイナス3億5,700万円という多額になっていますけれども、これも間違いございませんか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 令和元年度末の未処理欠損金につきましては、約3億5,745万円ということであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） それで次にお聞きしたいんですが、この令和元年度の決算には、多分コロナの件は2月、3月の2か月間が影響したんじゃないかと思います。令和2年度の決算には、このコロナの騒動がもろに影響するわけですけども、令和2年度の決算において、黒字になることはないと思うんですが、赤字をどれぐらいで抑えられるか、どれぐらいの見通しでおられるのかお聞きをします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナウイルスの影響によりまして、町立の医療機関におきましては受診控えといえますか、そういったことが発生しているということもありまして、患者数の減少が見られておるところであります。令和2年の4月から7月までの4か月間を前年度同月と対比してみますと、入院患者数で約480人、14.4%の減少、外来の患者数につきましては約3,000人、20.7%の減少ということになっております。

今の時点で先を読むというのはなかなか難しいわけですから、単純に収入に対する影響ということで見ますと、入院収益で760万円、9.1%の減少、それから外来収益では約870万円、10%の減少となりますので、4か月で合計約1,630万円の減少となります。年間にしますと前年度決算より約4,900万円の悪化、令和2年度末の経営決算につきましては約1億1,200万円ほどの損失が、単純計算しますと見込まれるということになるかというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 私もそれなりに見ますと、やはり1億から1億5,000万円ぐらい赤字になるんじゃないかなというように思います。

それからその次に、令和2年度のこの予想に基づきまして、病院の状況を見ますと、非常に厳しい状態にあるわけですけども、これを健全な状態にするためには、2つの作業をしなければならぬと思います。

1つ目は、100万円単位で申し上げますと、先ほど出ました令和元年度の繰越欠損額3億5,700万円、令和2年度の欠損予想額1億から1億5,000万円、これを足しまし

て4億6,000万から5億円が必要になる、この分を整理をする必要があると。欠損を順番に病院につけといても、また最終的には町が負担をせなければならないということで、それだけのお金がかかる。

加えまして、この4億6,000万から5億円の金を投入して病院を健全化した上で、今後健全な経営をしていこうと思えば、一般会計から病院会計へ投入しますのは3億5,000万から4億円、令和2年度の予算は3億2,300万円ですけれども、これだけの金が必要になると思うんですが、この辺の見解について町長のご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 令和元年度末の未処理欠損金というのが約3億5,750万円でありまして、令和2年度末の先ほどの予測を含めた分については、約4億7,000万円ぐらいになるのではないかとというふうに考えます。

これを経営健全化をするために、一般会計の繰入金で単年度で解消していこうということになるとしますと、令和2年度に必要な一般会計からの繰入額というのは、約7億9,300万円になるかと考えるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） ちょっと最後、言葉が聞こえなかったんですが、これ足しますと相当な金額になります。合計しますと8億から9億円要するということになるんですが、単年度でする必要はなくて、一般会計の財政見通しというのがありますが、この見通しは10年間ですて、今多分1年、2年たってあと8年あるんですが、その財政見通しで考えても、病院会計へ8億から9億円を捻出するという事は非常に困難というんですか、他の事業に回す金をそこへ投入しなければならないということにならないかと思うんですが、町長の見解をお聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 金額につきましては先ほどお答えをさせていただいたとおりでありますけれども、病院の事業というものの自体が町民のそれぞれの方の生命と健康そのものに関係する最も重要な事業の一つであるというふうに考えておりますので、この町として、何としても医療提供体制の確立、何かあった場合に基礎的な、基本的な医療が町内でしっかりと受けられる体制というのをつくっていく必要があります。そのために経営基盤の強化が必要であるとは考えておるところであります。

経営健全化に向けまして、単年度の黒字化を目指した経営努力をしていく必要があると考えておりますし、それには課題であります医師の確保というのが非常に重要になってきます。

それから患者さんに来ていただくこと、患者の確保、それから診療体制の見直しなり病床利用率の向上、さらには他自治体病院の事例でありましたり公認会計士の指導というのも仰ぎながら、経営改善を行っていきたいというふうに考えております。また特に今年はコロナの関係もあり、ほかの自治体病院も含めて非常に厳しい経営環境になっております。この辺のことにつきましては、京都府なり国なりにも支援を求めていく必要があると考えております。

そして京都府とも連携をしながらでありますし、何といたしましてこの地域というのは南丹医療圏ということで、亀岡市と南丹市、京丹波町、2市1町の医療圏の中にあります。その中でどういった医療体制をつくっていくかということは非常に重要になってくるわけでありまして、病院の経営改善に向けた検討もしておりますし、南丹医療圏の中に京丹波町病院もありますし、中部医療センターもあるわけでありまして、その役割分担、機能発揮をどうしていくか、京都府も含めた3つの、2市1町も含めた検討会もスタートしておるところでありまして、そういったことも含めて今後の在り方については、まずは医療体制をどういうふうに構築していくかということを第一にですけれども、経営についても検討は行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今、私が思っていることを全部言っていただきました。町民にとって、病院は絶対必要です。絶対必要ですけれども、今の病院が必要なのか、もっと極端に言えば診療所でもいいんじゃないか。診療所で充実して、その分南丹病院へ高度な医療は移す。また南丹病院以上の高度な医療は府立病院へ移すというその体制を、職務というんですか、その割合、分配をちゃんとしとかなあかんのやないか、それを見直す時期やないか。いつまでも病院、病院とこういってると、今も言いますように、正常化にやっていくとしたら、ここ五、六年の間にかかなりの金を突っ込まなければならないことになります。

ひとつそういうことで、今町長おっしゃったように、京都府とも相談してその医療圏の在り方を検討するということですので、安心できてかつあまり町へ負担のかからん方法を検討していただくようによろしく願いしまして、次の質問に移りたいと思います。

私が質問すると財政のことばかり申し上げて誠に恐縮なんですけど、次も財政のことです。特に財政の健全運営というのは町長の大事な仕事だと思うんですけど、町民が安心して安全な暮らしをするためには、町の財政が健全でないとできないと、このように思います。この点につきまして質問をしたいと思います。

まず1点目は、先ほどから申しております病院の健全化の支援、それから現在進んでいきます、私の私見ですけれども身の丈を超えた、年間予算の34%による新庁舎の建設、それか

ら今後問題になってくるであろうと思います上下水道の維持、水の問題ですね。それからコロナ騒動による第三セクターへの支援、それからここには書いてませんでしたが、CATVの民営化、このほかにこども園、それらを挙げてますと膨大な財源が必要なんですけど、どの程度の財源が必要だというように思われるんでしょうか。具体的にお聞きをしたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今後のまちづくりを進めていこうとしますと、住民の安心安全に関わる各種行財政サービスにつままして着実に対応を図ってまいる必要があるというふうに認識をしています。そのためには受益と負担の関係を念頭に置きまして、施策の選択と集中によりまして、財源は無限にあるわけではありませんので、限られた財源を有効に活用していく必要がありますので、今後につきましても経費の削減など財政健全化を推進しまして、行財政改革に対する取組に引き続いて組織を挙げて取り組んで、地方自治体の本来の使命であります住民福祉向上に向けて取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

具体的にとというのは質問通告になかったのでお答えができませんが、それぞれ事業に係る予算というのはたくさん必要であるということは認識をしておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 次の質問に移ります。

タウンミーティングの放映で、健康な里づくりという目的を達成するための手段として5つの施策を挙げておられますが、これらを遂行するためには財源が必要だと思うんですが、その財源についてちょっとお話がなかったように思うんですが、ここで町長の見解をお聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 財源でありますけれども、今後につきましても厳しい情勢が続くわけでありまして、その中で長期的な財政見通しによりましてその財源確保に努めてまいりたいと思いますし、先ほども少しお話をさせていただきましたけれども、選択と集中によりまして、経費の削減などにも取組をしていきたいというふうに考えておるところであります。また長期の見通し計画によりまして、繰上償還も定期的に計画的に実施をし、地方債の削減に取り組んでいきたいと考えております。

収入増加を図るためには、やはり人口増に取り組むということで、なかなか人口減の中で難しいわけでありますけれども、移住定住の促進なり、また企業の誘致でありましたり、今

少しコロナで低迷しておりますけれども、観光の促進なり農産物の新たな特産品の開発など、農業の振興策でありましたり、そういったことの施策をやることによって税収確保を目指していきたいというふうに考えております。また、ふるさと応援寄附金につきましても、少し今年が増えておりますけれども、さらに増収に向けて取組を進めていきたいと思っております。

そういったことも含めまして、自主財源も確保しながらサービスができる財政基盤をつくらせていきたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今、質問に答えていただいたのは、次に私が質問しようと思ったことだと思うんですけど、どうなんですかね。私が今質問したのは、タウンミーティングで放映されているいろんな施策を挙げておられますけれども、これに対する財源をどう確保するかということが放映されていない、話しておられない、その点はいかがですかとお聞きしたんですけど。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 今、先ほど述べさせていただいたようなことで、その確保をしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 先ほど一部答えていただいたようですけども、次の質問をしたいと思っております。

財政の健全化は町長の大きな責務、責任だと思います。町長が掲げておられる施策を推進するには、今まで転々としてきたように、いろんな面で膨大な資金が必要になってきます。

一方私どもの財政状況は、過日頂いた資料によりますと、京都府25自治体、京都市を除く中ではほとんどワースト5に入っている状態で、財政が苦しいことは宮津市に次いで厳しい状態であると。この中でいろいろと挙げておられます。ここで具体的にお聞きしたいんですが、その財源が必要なのにこれから懸念されることは、起債が実質公債費比率によって制限されるので、財源を起債に求めることが非常に困難になると、このように思います。

もう一つは、監査報告によりますと、普通交付税において、合併算定替の縮減分として3億6,000万円ほど減額されたと。これは令和3年度も同様だと推測されると、こうなっています。そのように、今現在の調達よりも厳しい状態になるんですが、町長は具体的な方法として財源調達をどのように考えておられますか。どういう方法をもって財源調達をされるのか、具体的な要素をお聞きしたいと、このように思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 財源調達につきましては、先ほどもお答えをさせていただいたことを徹底をして行っていきたいと考えておるところであります。公債費比率も18%に近づいてきたということでもありますけれども、これも繰上償還によって長期的には減らしていきたいと考えておるところでありまして、財政が厳しいというのは非常に議員のご指摘のとおりでありますけれども、必要な施策を工夫しながらやっていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 厳しいことはよく分かっていると、こうおっしゃっていただいているんですが、現実的に、どちらかといいますと今の財政調達力というか金額よりも、令和3年、4年、5年、6年とその都度厳しくなってくると思うんです。そんな中で、財源確保の方法としていつも言うておられるのがふるさと納税、それから未収金の回収、それから企業誘致とこういうことですが、なかなかそんなことはできないと思いますし、収入未済金にしても、この決算では2億円ほどしかないんです。この2億円全部回収ができたとしても、2億円にしかならない。普通交付税の合併特例が減るのは3億6,000万円、それすら補えない。ましてふるさと納税といっても、あまり多額なことは期待できない。本当にこれ、入るほうを見るということは困難な状態で、本当は出るほうを考えないと。阪急の創業者である小林一三さんが、入るを見るよりは出るを見るのが事業経営の基本だとおっしゃっているように、町経営も要る分は仕方がないという感覚じゃなしに、要る分を減らしていかないと、これは増やす方法がないわけですよ。企業でしたら従業員が徹夜で頑張るとか、全員が営業に回るとかいうことができるわけですが、自治体ではそんなことはできませんので、ひとつその点、本当にもう一遍お聞きしたいんですが、町長は、財源がこんな状態で町行政に責任が持てるのか、確認しておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 何回も申し上げておりますが、財源、財政が厳しいということは私も認識をしておるところであります。そうした中で出るほうにという話でありましたけれども、今まで長年着手できていなかった新庁舎の建設などを今取組をしておりますし、また認定こども園の建設にも取り組んでいるということで、その辺の大型事業があるということで財政にも影響しているというのは、これは事実であるというふうに思います。しかし、これまでに着手されてこなかったということで今、取り組んでおるわけでありまして、長期的にはそこを乗り越えて、町民の方のプラスになるような施策になるというふうに考えておりますので、非常に厳しい中でありまして、財源確保につきましても数字が少ないと議員のご指摘は

ありましたけれども、そういった少ないものを含めてしっかりとそれぞれに取組をしながら、財源の確保、また経費の節減に取り組んでいくということ以外、取り組むことはないですし、先ほど言いましたような施策を一つ一つ着実に進めていくということで、町政を運営していきたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 村山君。

○5番（村山良夫君） 今、新庁舎は歴代の町長ができなかったことをやってるんだという自負があるようで、非常にそのことには敬意を表します。ただそのことのために町民が困るような財政危機が到来しないように、責任を持った行政をしていただくことを申しまして、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで村山良夫君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩に入ります。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、森田幸子君の発言を許可します。

15番、森田幸子君。

○15番（森田幸子君） 15番、公明党の森田幸子でございます。令和2年第3回京丹波町議会定例会における私の一般質問を通告に従って行ってまいります。

初めに、コロナ禍における支援策について。

先ほども西山議員よりありましたように、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急対策である国の特別定額給付金については、本町も積極的な行動で皆さんに給付していただきまして、本当にありがとうございました。

さて、この特別定額給付金は、支給基準が本年の4月27日までに生まれた新生児としており、28日以降の新生児については支給対象にならないとしています。国としても、各自治体のコロナ対策に活用できる地方創生臨時交付金については、新生児の給付対象の拡大など各自治体における特有の課題解決に向け、有効に活用していただきたいとしています。新型コロナウイルスの影響下での出産・育児については大変な苦勞がかかり、様々なサポートが必要となります。

多くの自治体では、今年度内に生まれる新生児を対象に、出産特別祝金として1人当たり10万円の支給に取り組んでいます。亀岡市においても、3月31日までに生まれた新生児に、10万円の支給を決定されています。本町も新生児の給付金支給の拡大に取り組むべ

きと考えるが、所見を伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 議員が今もご指摘のとおり、この特別定額給付金につきましては、4月27日に住民票がある方ということで支給がされたところで、一定の期限が切られて、支給が行われたということでもあります。そういったこともありまして、現在、本町におきましては、すこやか祝金を支給をしておりますことから、特別定額給付金の支給基準日の翌日以降にお生まれになりました新生児の方のみを対象とする独自の施策の給付金拡大につきましては、考えていないところであります。幾つかの自治体でそういったこともされているということは承知をしておるところでありますけれども、臨時的な対応ではなくて、子育て支援に対する様々な事業を、町としては今後も継続して取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 本町における新生児、1人目、2人目、3人目までも祝金を考えて先進的に行っていただいておりますが、この10万円の支給金とはまた意味が違いまして、コロナ禍における支援でありますので、今後また検討していただけたらうれしいと思います。南丹市で初めてのコロナ感染者が発生したその日に、出産予定の方が急遽他の病院で無事出産をされたことを聞きました。突然の対応で、本人も周りの病院関係者の方も大変なご苦勞をかけての出来事であったと思います。その後も赤ちゃんの育児には大変な関わりが必要となります。この点また皆さん、町長もお知り置きいただきまして、検討いただけたらうれしいと思います。

次に、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、保育士や幼稚園教諭の心身の負担が増えています。感染防止に細心の注意を取りながらも、手をつないだり抱き上げるなどの身体接触は避けられない状況であります。保育園・幼稚園の関係者には大変なご苦勞をいただいております。

医療従事者や介護職員らに支給される慰労金と同様に、保育園・幼稚園の関係者にも慰労金を支給すべきと考えますが、所見を伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国の令和2年度の第2次補正予算において措置をされました、医療従事者や介護職員等への慰労金につきましては、感染時の重症化リスクが高い患者との接触などを踏まえたものであるというふうに捉えておりまして、保育所や学童保育などの支援施設とは背景が異なるのではないかと認識しておるところであります。本町としまして、限られ

た財源の中で慰労金を支給していくことは難しいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 幼稚園に子どもを預けること等が、医療従事者の手助けになったり、関連はしておりますので、そういった点、また検討していただけたらうれしいと思います。

次に、2つ目ですが、子宮頸がん予防ワクチンの周知について。子宮頸がんは年間約1万人の女性が罹患し、約2,900人の方が亡くなるなど、重要な疾患となっています。特に最近では20代から30代の若い女性に罹患率が高くなっており、発見が遅ければ命や子宮を失うことになり、その後の人生に大きな影響を与えることとなります。子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルス、HPVへの持続感染であることが明らかにされました。女性の約8割が、一生に一度はHPVに感染すると言われております。感染しても通常は免疫力によって自然に消滅しますが、ごく一部で、感染が続くと子宮頸がんを発症する可能性もあります。

HPVの感染を予防するためには、HPVワクチン、子宮頸がん予防ワクチンを接種することが有効であり、海外の調査ではHPVワクチンの導入により、感染率が地域により51.7%から62.6%減少したとされています。世界保健機関WHOが接種を強く推奨し、2019年2月現在、92か国がHPVワクチンを公費による予防接種プログラムとして導入しております。

我が国でも2013年4月に、予防接種法に基づく定期接種が開始されましたが、接種後に様々な副反応が報告されたことにより、厚生労働省が2013年6月にワクチン接種の積極的勧奨を差し控えるよう勧告を出し、定期接種という位置づけは変わらないものの、多くの自治体が接種対象者に対し、個別通知などによる周知を行わなくなったことで、約70%あった接種率が1%未満にまで落ち込み、現在でもその低迷状態は続いております。

このような状況の中、厚生労働省はHPVワクチンの正しい理解を促すための情報提供用リーフレットを2018年1月に改訂し、昨年8月に各自治体での活用状況などを調査した結果を公表いたしました。約7割の自治体では、リーフレットの窓口配布とウェブ掲載の両方とも行っておらず、接種希望者、対象者への情報提供に活用されていなかったことが明らかとなりました。

また国民への調査においても、回答者2,400人のうち86.3%の方が、HPVワクチンのリーフレットを見たことがないとし、41%の方が、HPVワクチンの接種に対して分からないことが多いため決めかねていると回答し、情報不足のため接種の可否を判断できない状況も明らかとなりました。

2013年に国が積極的な接種勧奨を中断したことで、ワクチンの存在すら知らない方も

増えており、情報不足で接種機会を失わせてもよいのかと、実施主体である自治体が接種対象者に個別通知を送るなど、独自で情報提供する動きも広がっています。

そこで次の点をお聞きいたします。

1つ目は、厚生労働省の通知により積極的勧奨を差し控える前後の、本町におけるHPVワクチンの接種率をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 子宮頸がんワクチンでありますけれども、今議員からもご指摘のとおり、平成25年の4月から定期接種と位置づけられましたが、同じく25年の6月に、副作用によりまして積極的な接種勧奨を差し控えるようにとの通知を受けたところであります。こうしたことから、平成25年度の接種率は30.8%となりましたけれども、26年度は0%でありまして、令和元年度は2.7%という状況でございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 国の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）では、平成29年12月に、HPVワクチン接種後に生じた症状に苦しんでおられる方に対しては、引き続き寄り添った支援を行うべきとされ、また、HPVワクチンについて、安全性や有効性の両方をよく理解していただくことが必要であり、そのために国民に対する情報提供を充実すべきであるとされています。

国がHPVワクチンの積極的勧奨を中断している状況であるとはいえ、接種の呼びかけではなく、疾患の概要、ワクチンの有効性やリスクなど、正しい情報の提供が必要ではないかと考えるが、所見をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 子宮頸がんワクチンは、積極的な勧奨というのは中断されておりますけれども、これは予防接種法に定める定期接種には位置づけられておるところでありまして、町のホームページにおきまして情報提供を行っているところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 接種対象者である中学1年生から高校1年生の女子生徒への周知方法をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 対象の保護者への個別通知は行っておりませんが、町のホームページの掲載と併せまして、母子保健事業の中で予防接種の手引きを活用して、保護者に周知を行っているところであります。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） ホームページではそうした紹介をしているというものの、保護者の方には、このホームページで勧奨を周知しているということでよかったのでしょうか。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 周知方法でございますけれども、町のホームページで情報提供をさせていただいております、勧奨というよりは、こういった方々が予防接種の対象になられますということですか、申込み方法、接種回数等、制度について情報提供させていただいているところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 積極的勧奨を差し控えていることで、自分が定期接種の対象者であることや、制度そのものを知らない方もあるのではないかと考えます。対象者に正しい情報を伝え、最良の選択ができるように、個別通知の実施が必要と考えるが、所見をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国におきまして積極的勧奨を控えるようにというような通知が出されておりますので、現時点におきまして個別通知の実施は予定しておらないところでありますけれども、引き続きホームページの掲載などを通じて周知は行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 先ほども紹介させていただきましたが、国は2018年1月にリーフレットを改訂して、昨年8月に各自治体での活用状況などを調査しました。国は接種対象者とまた親御さんに対しても、HPVワクチンの正しい理解を促すために、新しいリーフレットを作成したと思いますので、ただホームページに掲載しただけでは、そういった情報提供は個別にしていかななくては、なかなか本人に情報周知ということができないと思いますので、この点、個別通知をしていただきたいと思います。

高校1年生の方はこの9月までに3回接種しなければならないのですが、京都府八幡市においては、もう最後の機会だと、9月までにそうした体制を取らないと、接種が完了できないということで、高1の方に対して個別通知を行われました。これは積極的な勧奨をするんじゃないなくて、そうした通知をするということが大事やということで、地元の医師会のほうも積極的に進められていたそうなんです。

亀岡市においても、このホームページに掲載して今後また考えていきたいというような話

も出ております。1回に5万円ほどは要るらしいですが、今は国も無料で接種をしています。対象の方がそうした機会に正しい判断ができるように、今後また検討していただきたいと思いますが、その点、再度お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 国におきまして積極的勧奨を控えるようにという通知が出ておるところでありまして、この積極的通知をどのように捉えるかということでは様々な考え方があるかと思えますけれども、接種を促すはがき等を各家庭に送ることや、積極的に接種を呼びかけるなどの取組を指すというような判断もされておるようでありまして、個別へのアプローチというのは、積極的勧奨という面で検討すべきところであるというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 少子化対策にとっても大事な健康管理でありますので、今後また調査していただきまして、周知をよろしくお伺いいたします。

最後に、お悔やみコーナー設置について。住民の死亡に伴う手続をワンストップで担うお悔やみ窓口を設置する動きが、自治体の間で次第に広まっています。年金や保険、税など多岐にわたる手続にワンストップで対応することで、窓口でのたらい回しや手続漏れを防ぎ、そして何よりも遺族の負担軽減を図ることができます。

三重県松阪市の担当者は言われております。どこから手をつけていいか分からないという、遺族の心理的負担の軽減効果は大きいと。窓口設置を後押しするために、政府は本年5月、自治体向けに支援システムの提供を開始しました。全国で広まる事例を踏まえて、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室は、遺族が必要となる手続を抽出できる支援システム、おくやみコーナー設置自治体支援ナビを開発、作成し、希望する自治体に提供を始めました。

本町もこのような支援システムを利用してお悔やみコーナーを設置する考えはないか、お伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在、住民課の窓口及び支所の窓口におきまして、死亡届の提出があったときにつきましては、死亡に伴う各種書類の提出、関係機関などへの必要な手続を、チェックリストみたいな形で一覧表にしまして、案内をさせていただいておるところでありまして、その方法によりまして担当課と連携を取りながら、それぞれの手続をしていただく案内がスムーズに実際にできているというふうに思っておるところであります。

お悔やみに特化したコーナーや窓口、役場の規模等にもよりますけれども、そういった複

数の課にまたがる手続につきましては、形式ではなく実際に実質的にその同じような対応ができるよう、ワンストップで対応ができるように、新庁舎もできますので、そういった点は連携をしながら、コーナーとか窓口という専門のところはないかもしれませんが、実質的には同じことができているという形で、取組を進めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 森田君。

○15番（森田幸子君） 私も窓口に行って、その一覧表を見せていただきました。7つの課に分かれておりまして、こうして回っていただくんです、これを渡しているんですということをお聞きさせていただきました。やっぱり住民の立場で考えていただいて、行政のほうは簡単にずっとこうして表にしたら分かるやろ、という感じで言われていましたので、住民にとって丁寧な対応の仕方をまた今後研究していただきまして、町民にとって本当に安心できる窓口として、これからもやっていただきたいと思います。

まして1年後には立派な庁舎が建ちますので、町民が本当に安心して行って、窓口でそうしたサービスが受けられるような対応を心より願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで、森田幸子君の一般質問を終わります。

次に、鈴木利明君の発言を許可します。

7番、鈴木利明君。

○7番（鈴木利明君） 7番議員、鈴木利明でございます。

私の一般質問、2項目について行ってまいります。従来同様、提案ができるような質問をしてみたいと思っております。

さて、コロナ禍はいつ収まるのか。今やコロナとの戦いは、私たちの生活を大きく阻害するばかりでなく、経済活動にも厳しい影を落としております。しかしコロナを制圧する日は必ず来ます。今日まで人類は、細菌との戦いにことごとく勝利してきました。一日も早い収束を願ってやみません。

質問の第1は、明俊小学校校舎の活用策についてであります。明俊小学校は、平成23年3月31日に閉校しました。廃校となりました。開校以来137年の歴史に幕を下ろしました。本校は明治6年9月22日に開校し、以来梅田地域の教育の拠点としてあり続けてきました。明治25年には、実に398名の在校生がいましたが、時を経て、閉校時には47名でありました。この間、多くの卒業生を輩出しました。東京都豊島区北大塚にあります学校法人十文字学園の創設者、高畑こと氏も本校の卒業生であります。こと氏より寄贈されたピアノは、今も講堂にあります。

閉校からもう10年近くが経過しました。残念ながら現状は閉校時のままであります。これでよいのか。同時期に閉校しました三ノ宮小学校は、跡地に介護施設が建ちました。質美小学校は、校舎を利用した催しなどがいろいろと実施されております。

そこで質問の第1は、明俊小学校の跡地利用について、地元との協議会、明俊小学校跡地利用に係る会議の開催状況と、そこで確認された事項をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 明俊小学校は平成23年の3月31日をもって閉校となりました。閉校後、跡地利用に係ります調整会議として、平成23年5月30日から4回にわたりまして、梅田地域振興会と町が協議を行ってきております。その結果、公共施設の有効活用と地域コミュニティ活動の取組を支援していくモデルケースとして、管理運営委託契約を交わしまして、地域が体育館とグラウンドを活用することで決定がされました。また校舎につきましては、将来的に撤去をするということも、確認されておるところであります。

○議長（梅原好範君） 鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 続いて、さらにお伺いいたします。

この確認事項に基づいて近く校舎の取壊しなどの計画があるのか伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現在のところ、校舎の取壊しの予定というのはございません。

○議長（梅原好範君） 鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 小学校は、言うまでもなく子どもたちの学びの場でありまして、同時に教育の拠点でもあります。しかし同時に、小学校は地域の活力やにぎわいの拠点でもあります。小学校の閉校によって、地域は一段と疲弊が進みました。地域の活力は大きく減退をしました。こんなはずではなかったとして、一度廃校にした小学校を戻すところも見られません。

今、私の一番心配することは、このまま放置すればさらにずるずると次の10年間もあっという間に過ぎてしまうという懸念、心配であります。失われた10年の連鎖があってはならん、このままほっといたらあかん、みんなで知恵を出し合おう、地元からまちづくりを仕掛けていこう。今私はこの思いでいっぱいでございます。

先般、7月25日でしたか、梅田地域振興会の奥井会長を訪ね、梅田づくりについて共感をともにいただきました。先ほどの合意事項、実は私もこのようなことがあるのは知りませんで、支所長さんに詳しく教えていただいたところでございます。

その合意事項は、私は1つの選択肢として否定するものではありません。欠落している継

続した検討をしていこう、こう呼びかけるものであります。

質問の第3点は、梅田地域振興会を中心に、区長や有志の皆さんにも加わってもらって、(仮称)10人委員会なるものを創設して、ここを中心に校舎の活用策を継続して検討していきたい、みんなで知恵を出し合い、行政と地域が一体となったまちづくりをスタートしたい、こう考えるものでございます。

町長の所見をお伺いいたします。

○議長(梅原好範君) 太田町長。

○町長(太田 昇君) 平成23年3月の閉校の少し前に、その閉校に当たって地域振興会や地域の各団体の連名で、町長なり教育長に対しまして、跡地利用に関する提案書というものが出されております。その中で、校舎を撤去するという提案が出されたところでございます。しかしながら今、提案からは10年近い年数が経過をしておるわけでありまして、今後の在り方につきまして一度検討をいただくということは、大変有意義なことであるというふうに考えておるところであります。

○議長(梅原好範君) 鈴木君。

○7番(鈴木利明君) 示唆に富んだお話をいただきました。

私も先日、丹波篠山市の旧大芋小学校を訪ねてきました。このような、「みんなで学校に泊まろう!」というパンフレットを頂いて帰りました。ちょうど行きましたときに管理人がいらっしやって、いろいろお話を聞きます中で、宿泊予約も相当、700ほどあったんだが、コロナの関係で今はゼロに近いというお話を聞きました。加えて企業2社も入居が確定している状況なども説明いただいたところでございます。

今、考えられる選択肢の一つは、校舎をインターネット利用者の仕事場に開放してはどうか。コロナ禍を機に、テレワークを導入する企業が増えております。ノートパソコンなどを使って、自宅や共有するオフィスで仕事をする、これによって通勤時間も節約できるとともに、育児や介護も両立できる。またテレワーク経験者の中には、地方への移住を目指す人も増えております。この受皿に利用できないかと考えるものであります。

質問の第4点は、校舎をインターネット集積団地として活用するのも一つの選択肢ではないかと考えております。しかし、これには現状のインターネット環境が極めて悪い。早期に抜本的な対応策を実施する計画はないのか伺います。

○議長(梅原好範君) 太田町長。

○町長(太田 昇君) 校舎をサテライトオフィスというんですか、インターネットが使用できるような形で在宅勤務なりリモートワークの場所に使っていただくというようなことは、

今回9月補正で、それも小学校の跡地を利用して、旧質美小学校で計画をさせていただいておるところであります。

またコロナで首都圏から地方に事務所を移すというような動きもあるわけでありまして、最近ではパソナという会社が淡路島に1,200人を異動、本社機能を移すというような発表もありましたし、北海道のほうに本社機能を移すというようなところもあります。そういった形で利用ができるということは非常に素晴らしいことだと思いますので、これについても検討なりしていく必要があると思いますけれども、現時点での具体的な計画というのはいとところでもあります。

ご指摘のとおり、そういったことをしようとするのと、やはりネックになりますのはインターネット環境でありますので、現在ケーブルテレビの民営化の事業も進めておるところでありますし、そういったことで環境が整うような準備も併せて進めていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 一度、地元に戻ってインターネットを使って仕事をされておりました方がたまたま水原におられて、偶然会いました。もう帰るんやというお話でした。私も大分、そない言わんと故郷でやってえなというお話をしましたけれども、結果帰られた事例も承知をしております。

総務省は光回線整備支援策として、第2次補正予算に500億円を計上しております。全国で98.8%となっている光通信網の整備を、来年度中にはほぼ100%に引き上げたいと聞いております。これもしっかりと活用していただきたいということを、強く要請をいたします。

最後、5番目の質問は、梅田地域はご案内のとおり、本町の最も西部にあります。福知山市や丹波篠山市と接しておりまして、過疎化も一段と進んでおります。このためにも、地域の拠点となる校舎の多様な活用を継続して検討していきたいと考えております。

ついでには行政と地域が一体となった村づくりの推進に、特段のご支援を強くお願いするものであります。先ほども町長からお話をいただきましたが、改めてご所見をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田昇君） 地域振興会を中心に、この地域の拠点づくりにつきましてまた議論をいただいて、その結果を踏まえまして、町としても共に検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 鈴木君。

○7番（鈴木利明君） ありがとうございます。地元議員として、また本校の卒業生として重ねてのお願いを申し上げまして、次の質問に入ります。

質問の第2は、住民訴訟の地裁判決についてでございます。

令和2年6月25日、京都地方裁判所において、原告町民86名とする住民訴訟の判決がございました。私は2つの理由から、本件を取り上げることといたしたわけであります。

その1つは、町民の皆さんから裁判について議会でもいろいろと議論してるのだろうが、みんなに分かるように説明してほしいなどの声を、複数いただきました。

2つには、平成26年第3回京丹波町議会定例会において、裁判の原因となりました丹波地域開発株式会社への経営支援6億700万円を含む一般会計補正予算が可決されました。私はこれに賛成しました。当時を思いますと、連日賛否両論から厳しいご意見をたくさんいただきました。時には電話線が切れんばかりの通話もありました。お手紙も頂きました。

私は議会が終われば、地域の皆さんに1軒1軒議会報告をお届けしております。ここに平成26年10月号があります。議員になって間もなくでございましたので、ナンバー4であります。ここにこのように書いております。

丹波地域開発株式会社、マーケスの支援の詳細について報告し、私がなぜ投票したのか、私の投票行動を説明するという表題の下に、このように記載しております。

私は9月議会において提案された丹波地域開発株式会社の支援について、賛成の1票を投じました。多くの皆様から賛否両論のご意見をいただきましたが、これには真摯に耳を傾けました。この中で町会議員としての主体性を確保しつつ、政治的な総合的判断として、賛成を決断いたしました。その理由は次の3点であります。

このように報告をいたしております。このような背景を踏まえて、賛成議員として本件を取り上げることとしたものでございます。

地裁判決については、原告側は控訴されたと聞いております。これによって裁判は引き続き継続されます。しかし20回の口頭弁論、4年7か月に及ぶ審理を経て出された判決は、極めて重い。については訴訟の経緯から判決までをしっかりと検証したいと思っております。

検証の第1は、経緯について概観をいたします。一つには、平成26年9月24日、平成26年第3回京丹波町議会定例会において、丹波地域開発株式会社への経営支援6億700万円を含む一般会計補正予算（第2号）が賛成多数で可決、成立しました。

さらに平成27年8月31日には、住民121名の皆さんにより、住民監査請求がありました。それを経て、平成27年10月28日には、住民監査請求について本件請求を棄却す

るとする監査結果が出されました。そして平成27年11月25日には、原告住民86名の皆さんが、京都地方裁判所に違法公金返還請求事件として住民訴訟が提訴されたわけであり、そして先ほど申しましたように、令和2年6月25日、京都地方裁判所で判決の言渡しがありました。これが経過の概要であります。

検証の第2点は、訴訟内容の概要であります。原告は町民86名の皆さん、被告は京丹波町長寺尾豊爾及び京丹波町、お二人を相手に訴えられたものであります。訴状の第1点は、被告京丹波町長は、被告補助参加人寺尾豊爾氏に対し、6億700万円及び平成27年1月9日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を支払うよう請求せよと。平成27年1月9日というのは補助金の支払い日を指しております。2つ目には、被告京丹波町が丹波地域開発株式会社に対し平成26年12月26日にした補助金交付を取り消す。3つ目には、被告京丹波町は、丹波地域開発株式会社に対し、3億2,529万円及びこれに対する平成27年1月9日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を支払うよう請求せよと。4つ目には、被告京丹波町は丹波地域開発株式会社に対し、2億8,171万円及び平成27年1月9日から支払い済みまで、年5分の割合による金員を支払うよう請求せよと。以上4点が訴状の内容であります。ちょっと裁判で、いろいろ難しい言葉がありますがけれども、いずれにしても以上4点が訴状の内容であります。

検証第3は、判決の内容の概要の検証であります。主文は1つ、本件訴えのうち、被告京丹波町に対する補助金交付決定の取消し請求は却下する。2つ、原告らの被告京丹波町に対する請求は、いずれも棄却する。3つ、訴訟費用などの費用は原告らの負担とする。こういう主文3点であります。

これを踏まえて結論は、本件訴えのうち、被告町に対する本件交付決定の取消し請求は不法であるから却下し、被告町に対する請求は、理由がないからこれらはいずれも棄却するとしております。これが判決の検証であります。概要であります。核心であります。

検証すべき第4点は、議会での可決と裁判での審理の状況の検証であります。議会は賛成多数で可決しました。選挙で選ばれた議員の表決は、まさに民意であります。このことが審理の中でどう扱われたかの検証をしたいと思っております。

判決文は、本件補助金を交付することの可否については、被告町議会において、本件資料、追加資料及び各年度の決算の資料が提示された上で質疑及び検討が行われ、反対する立場から大願、動議のことですが、動議についてもさらに審議を経た上で可決されたものであることなどに照らすと云々と記載があります。このように判決文は、議会での可決について細かく触れ、判決に至っておりますことを指摘しております。

そこで2点、お伺いたします。

その1つは、原告はいつどのような理由で控訴されたのか、伺います。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 裁判を担当いただいております弁護士を通じまして、控訴がなされたという旨の連絡をいただいておりますけれども、裁判所からの正式な連絡はなく、現在のところはその情報のみということで、それ以外のことについては承知をしていないという状況でございます。

○議長（梅原好範君） 鈴木君。

○7番（鈴木利明君） 質問の2点目は、本町が一審で支払った弁護士費用は648万円と、先の全員協議会でお聞きしました。二審で支払う弁護士費用の見込額は幾らになるのか、許される範囲で。

またこれとは別に、成功報酬として支払うべき弁護士費用、ざっと1,214万円、その取扱いと支払いはどうなるのかお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 着手金につきましては、一審での契約と同様に、弁護士事務所が定めます算定方法に基づきまして算定がされ、協議の上に決定がされるというふうに理解をしておりますけれども、現時点につきましてはまだ未定というところでございます。

またこれまでの裁判の内容を熟知している、担当していただいている法律事務所と引き続いて契約をすることがベストであるというふうに考えておりますので、そういう予定をしておるところでありますけれども、報酬金につきましては裁判が全て終了した時点で支払うということになるようでございますので、その段階で支払うということでございます。

○議長（梅原好範君） 鈴木君。

○7番（鈴木利明君） いろいろ申しましたけれども、住民訴訟というのは民主主義を守る大切な制度として認められたものでありまして、行政訴訟であります。私は決してこれを否定するものではありませんことをしっかりと申し添えております。

さらに申し上げたいことは、二審においても法と証拠に基づいて、厳正な審理が行われますことを期待して質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで鈴木利明君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩に入ります。再開は13時ちょうどとします。

休憩 午前11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本日の本会議における議員につきましては、感染予防対策として密を避けるため、午後からも議員7名に別室に移動いただき、テレビモニターでの視聴をいただきます。あらかじめご連絡しておりますとおり、7人の議員の移動をお願いいたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

現在着席いただいている席を、本日午後の席順といたします。

次に、隅山卓夫君の発言を許可します。

4番、隅山卓夫君。

○4番（隅山卓夫君） 4番議員の隅山卓夫でございます。令和2年第3回定例会におけます私の一般質問を、通告に従いまして行いたいと思っております。よろしく願いをいたします。

最初に、安倍首相は突如として8月28日、官邸での記者会見で、持病の再発で職務困難として首相を辞任すると表明をされました。我が国をはじめ、全世界が震撼をさせられた大トップニュースでございました。安倍首相の政権7年8か月における政策評価や功罪論議は別としまして、長きにわたり政権を担当され、新型コロナウイルス禍による感染対策や相次ぐ自然災害等の要因がストレスとなり、持病を悪化させたと推測をされ、誠に残念なことであります。特に地方創生戦略では、農山村を活性化させ、人口減や少子高齢化などに取り組む政策には大きな期待を寄せていただだけに、誠に残念であります。病気には勝てません。十分療養されまして、一日も早いご回復をお祈り申し上げたいと思います。新政権におきましても、深刻な農山村の振興対策に精通をされた人材起用を切に望むところであります。

次に、中国で発生をいたしました新型コロナウイルス感染症は、国内においても世界においても、依然として猛威を振るっております。屋外での感染可能性が下がると言われている7月、8月の高温多湿な日本においても感染がここまで広がっているということは、11月以降は今以上に感染が拡大する可能性が高いと言われております。

今年2月、3月時点では、日本の行政をつかさどる内閣のトップ集団が想定さえし得なかった状況と、今やなっております、緊急事態宣言の発令、国や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに強力に推進していく事態となっております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設をされ、本町におきましても第2回臨時会において、新型コロナウイルス感染症への最大限の対策・取組強化を求める決議を採択したところであります。

続きまして、第3回臨時会において、それぞれ16億2,510万円の補正予算が承認をされ、感染症対策に係る各種施策の速やかな実施がなされておるところであります。本町住民の皆さんの生活不安の解消や将来不安の払拭等々につなげる行政施策の決断、実行には大変なご苦労があったものと思っております。太田町長はじめ、執行部の皆さんに対しまして、今日までのご尽力に改めて感謝と敬意を表します。

近隣市町で感染者の報告がありますが、本町においては現在のところ感染者の発生はありません。外出自粛やイベント等の開催自粛など、本町においては今日時点において感染を防止できております。住民の皆様の感染防止対策の徹底と、外出時など日常生活における感染リスクを抑える行動のおかげであります。このことを忘れてはなりません。町長におかれましては、もっと住民の皆様への感謝のメッセージの発信を強く求めながら、質問をしたいと思っております。

最初に、先般行われましたタウンミーティングについてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各地域へ出向いての開催から、京丹波町ケーブルテレビ特別番組を制作し放映する方法での実施となりました。従来 of 住民の皆様と対面しての直接対話方式と今回の一方通行の語りかけ方式とでは、効果に違いはあるとお考えになっておるのか、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本年度につきましては、感染防止対策としまして、ケーブルテレビでの特別番組の放映ということで2回放送させていただき、アンケートによりましてご意見をいただくという方法で実施をさせていただきました。

9月1日現在で、そのご意見については60件お寄せいただいております、郵送で50件、ネットで10件というような状況であります。これに回答する番組を、現在作成をしようというふうにしております。初めてのこういったやり方ありますけれども、昨年までは町民の皆さんと顔を合わせて、膝を突き合わせてというところまで近くではないですけれども、ご意見を賜って話合いをしてきたということで、そういうやり方については気持ちをお伝えをできたわけでありましてけれども、なかなかテレビの画面ではそこまでのことはできませんので、今までのやり方というのも非常に重要なやり方、対話方式というのも意義あることだというふうに考えております。

一方で本年度の実施の方法を取ったことで、いつもであれば会場に来られない方も見ていただけたというような効果もあったのではないかと考えております。こうしたことから、来年以降、コロナの状況がどうなっているか分かりませんが、いずれにしてもそのやり方のいいところを両方掛け合わせたような形でやっていくことを検討をしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 今町長の答弁がございましたけれども、カメラアングルが少し悪いようございまして、次回以降こうしたCATVによるタウンミーティングに限らず、カメラアングルを十分考えていただきまして、町長の素顔が、より町民に届くようにしていただく必要があるのかなと思っております。ちょっと今回は視線が下向き加減で、あまり正面に向かって、町民から見ることはできませんでした。これができたら私は、今回のCATVによる特別番組は大成功であったと感じております。

新型コロナウイルス感染が収束する状況にないことから、新しい生活様式への転換が叫ばれ、今後常態化すると私は思っております。告知放送や町ホームページでの情報発信では、聞きもらしやアクセス難を持たれる住民の皆様もあり、今回の方式であれば、録画をしておけば好きな時間に何度でも、さらにリピート機能も使えばより深く情報が収集できると思っております。

他方、CATV事業の民営化の必要性については、地上波の難視聴対策に加え、インターネット通信環境改善が急務であります。コロナ禍において首都圏等大都市居住者が地方移住に興味を持っていることが、求人情報サイト会社の調査で判明をしております。通信環境が悪い、遅い、そういった地域は移住者に敬遠される状況であり、令和7年民営化移行計画の、一日でも早い完成を強く求めておきます。

また、秋以降第2波、第3波の新型コロナウイルス感染症の蔓延が予想されますが、緊急事態宣言発令中の職員の在宅勤務についてはテレワーク化をして、オンラインで管理できる準備をしておく必要があると思っております。

無料から有料まで、ウェブ会議のツールが各社、多々あるようであります。今特に注目を浴びているのがZoom、アメリカの新興企業、ズーム・ビデオ・コミュニケーションズが運営、2020年3月時点で2億人超のユーザーが利用していると聞いております。アカウントの作成なしで100人まで同時接続ができ、利用料金は無料。ぜひとも太田町長がホスト基地となられて、実行してみる価値はあると思っております。

通告をしておりますが、思ったことがございましたら答弁を願えたらありがたいと思っ

ております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 町庁舎内のいろいろなデジタル化については、この間いろんなところでご意見も頂戴しておるところで、積極的に進めていく必要があると考えておるところであります。今ご指摘のZ o o mなんかについても、一部導入済みの部分もありますけれども、導入していく必要があるというふうに考えております。

一方、行政のシステムをリモートなどで行っていかうとしますと、やはりその大きなネットワークになってくるのはセキュリティーの問題、個人情報保護の問題というものがありますので、そういったことも十分に踏まえながら研究、検討を進めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 通告もしておりませんが、答弁をいただきましてありがとうございます。

何にしましても町長が言われたように、セキュリティーの問題が大きくクローズアップをされておまして、今Z o o mにつきましてもかなりセキュリティー対策ができていたというような報告も受けておりますが、まだ完全ではないというような状況でございます。私と町長とで一遍やってみたいなど、こんな感じも思っておるようなどころでございます。

次に魅力ある健康の里づくりとして5本の柱を掲げ、この3年間粉骨砕身の努力を傾注されたものと思っております。町長就任後3度目の町政懇談会は、太田町長にとって大変重要で、意義のある事業であると思っております。新庁舎や認定こども園建設工事の着工など、施策の選択と集中を徹底し、環境整備、暮らしの安心、安定、子育て支援、産業振興、各施策の推進と併せて、財政健全化の推進をすることが重要であると表明をされております。

令和元年9月作成の京丹波町財政見通し、平成30年度から令和9年度によると、歳入面では地価の下落が見込まれることから、地方税は微減傾向で見込まれ、譲与税、各種交付金も大幅な増収は期待できないものと考えており、とりわけ地方交付税や臨時財政対策債につきましては、平成28年度から段階的に減少し、令和3年度には合併特例期間が終了となり、特例措置が終了した場合に適用される一本算定額に置き換えた場合、約5億3,000万円の減少。歳出面におきましては、公債費の増大が見込まれるため、計画的に繰上償還を実施し、公債費の抑制を図っています。

現在本町では、合併特例期間終了を見据えた財政健全化の取組を進めておりますが、今後は収支不足が予想されるため、行財政改革の継続的な推進による効果的、効率的な財政運営

と、令和3年度以降は収支不足の補填のため、財政調整基金からの繰入れを経常的に行う必要があります。

このような情勢の中で、財政健全化への具体的施策は構築ができているのでしょうか。また、税収増につなげる実現可能な取組方策についてお伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 午前中に同様の質問をいただいておりますので、重複する部分があるかというふうに思っております。

各種行政サービスの維持を念頭に、事業の見直しも進めまして、より一層の経常経費の節減に取り組んでいきたいと思っております。

それから、先ほど議員からもご指摘のとおり、地方債の発行の抑制なり計画的な繰上償還を実施しまして、公債費の削減を図るなどして、健全化対策にも積極的な取組をしていきたいと考えております。

収入増につきましても、移住定住の促進でありましたり企業誘致、観光振興なり農産物、農林業の振興などの施策の推進によりまして、税収の確保を目指していきたいと思っておりますし、ふるさと応援寄附金の推進などによりまして、自主財源の確保を行っていききたいというふうに考えております。そういった取組を一つ一つ着実に積み重ねながら取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 私もそういった方針で、そのとおりだと思ってございますので、非常に気の長い、あるいは骨の折れることかもしれませんが、京丹波町の財政健全化に向けてさらに頑張って、行政施策の推進を行っていただきたいというふうに思っております。しかし、本定例会に提出をされました令和元年度一般会計をはじめ、各会計決算審査による本町監査委員意見によると、合併特例措置期間が終了し、普通交付税が一本算定に移行する令和3年度以降は、財政運営に多大な影響が生じることも予想され、より一層の歳入確保とさらなる財政の健全化に向け、業務の効率化による経常的経費の抑制など、経費節減に引き続き積極的に取り組む必要があるとの指摘がございます。

私は、本年度から嘱託職員、臨時職員を会計年度任用職員制度に移行し、働き方改革を実行され、業務の効率化による改善、居残り残業、休日出勤などの減少、仕事量のアップがあるものと期待をいたしております。

業務の分業でスピードアップ、外部委託などで業務改革にスピード感を持って取り組み、経費の節減、縮小につなげるべきだと思っております。また新庁舎への移行までに、現状の

不効率な働き方、無駄なアップダウンやフロア内移動の改善など徹底した分析を済ませ、経費の抑制を図る必要があります。町税など歳入の確保には、企業誘致については各自治体間の過当競争になっており、遊休町有地を利用した誘致の実現を望むところでございますが、選択するのは企業側であり、粘り強く交渉を続ける必要があると思っております。

人口減少の緩和には、移住定住者の希望にかなう住みたい町として選択される施策、にぎわいと交流のある新庁舎、充実した子育てができる認定こども園などの充実が二、三年後に完成することから、移住定住者の増加につなげる必要があります。ふるさと納税寄附金をはじめ、新庁舎建設協力寄附金のお願いを今以上に発信をすることです。

以上、3点を要望しておきまして、次の質問に入りたいと思います。

現在建設工事实行中の新庁舎整備事業についてお伺いをいたします。

新庁舎建設事業も庁舎本体工事に着手をされ、コロナ禍の中順調に推移しているものと思っております。私は新庁舎整備事業についてこれまで何度か申し上げておりますが、京丹波町振興の発信基地であり、同時に多くの行政課題解消施策のスタート地点であります。工事中といえども施工業者の大成建設株式会社及び関係業者の方々に対し、建設工事に起因したいかなる心的ストレスであっても、町民の皆様はじめ通行中の多くの皆様に感じられる状況、状態の発生は慎んでいただくよう、強く申入れをしておく必要があります。

その上で質問をいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染による工事の遅延はなく、スケジュールに沿った進行となっておりますのでありましょうか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 午前中にもお答えをしたところでありますけれども、新型コロナウイルス感染症によります工事の遅延、予防によります工事の遅延というのは発生しておりませんで、スケジュールどおりに現在工事が進められているということでございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 続きまして2点目に、工事に関する騒音、振動などによる苦情などは発生していないのでしょうか。現状では大きな騒音、振動が発生するような実際の工事はこれからだというように思っておりますが、現在までにそういったことがないのかどうかを確認しておきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 現時点におきまして、騒音とか振動も含めまして、周辺住民の方からの苦情というのは聞いていないところでございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 次に、工事関係車両の通行マナーや現場入場時の一般通行車両に対する渋滞などの弊害は発生をしておりますか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 工事現場の前の国道9号の歩道の工事の際に、一方通行規制というのを、信号も含めてやっておりましたので、そのときは国道として、ガードマンが出てまして、渋滞といたしますか少し待つ必要があったかと思えますけれども、工事関係の車両の通行マナーによるような苦情でありましたり工事車両が通行することによった渋滞というようなものは、発生をしていないというふうに聞いておるところであります。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 私、ちょうど取入れ線の路線拡張のところ立会いをしておったときに、大型トレーラーが手信号のガードマンのところで止まったんですが、ちょうど福知山方向への車がないために、そのまま進行せよということで進行しました。ところが自然運動公園から出られる方が、感知式信号によって赤信号になりまして、どっと急ブレーキをかけて止まって、トレーラーですから長いもんですから、あの工事のバリアのところから飛び出るような感じになりまして、信号が変わっても交互通行ができないというような現象を見ております。この辺りについては、なかなか町としては業者にお任せをするしかないと思ってるんですけども、そういったことがあったということを報告をいただきまして、信号についてはもう少し距離幅を取って、特に前に交差点がございますので、自然運動公園から出てくる場合に感知式信号が効かないようにして、もう一人旗振りの人を置くというような形にしますと完璧に直るのかなと、こんなふうにも思っております。

4番目に、現状においてはスーパーゼネコンらしく、洗練された景観となっております。今後も京丹波町新庁舎建設現場として誇れる意気込みとマナーの実践を、強く申し入れる必要があると思っております。見解を伺っておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 工事現場の周辺環境でありましたり、また工事関係者のマナーにつきましても、その商品といたしますか庁舎の品質に関わってくるというふうに思いますし、そういったことも配慮をしながら工事を進めていただくことを、工事の請負業者にしっかりと求めてまいりたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 実は私、週1ぐらいで現場の撮影をしております。これはきちっと残

しておきたいなという思いもあってしてるんですが、さすが大成建設でございまして、今現在、交流広場、議会棟の基礎がきちっと終わりました、これはなめてもきれいなぐらいに、ごみ一つ落ちておりません。周辺を見ましても、工事資材が散乱しているとかそういったことは一切ございません。鉄板の上を見ましても、もう完全にきれいに掃除が行き届いておりまして、やはり大成建設にお任せをしてよかったな、町民の皆さんが歩道橋から見られたときに、安心をされるんじゃないかなというふうな思いもしております。

いよいよ今、中間の耐震構造の建屋がほぼ2階まで鉄筋が組み込まれまして、もうしばらくしますと生コンの投入という形になってきます。少なくとも庁舎の高い一本のところまできつつあるわけございまして、いよいよ町民の皆さんにとりましては、心躍る時期がもう目前に迫っていると、こういうふうな感じをしております。

続きまして、大成建設ウェブページに、中大型木造建築京丹波町新庁舎の工事着工についての情報が未掲載でありまして、3月定例会でも町長にお願いを申し上げ、何とか掲載をしていただくことができないか、もし掲載がされれば利用期を迎えた山林を多く抱える各市町村、林業家にとって大きなチャンスと捉え、本町への問合せや建設現場の見学など、時の顔となり、木造建築の推進役となるのではないかというふうに申し上げたところでございます。

現状、ウェブページを見ますと掲載がされておられません。もちろん工事中のものが掲載されているというのはございまして、完成した姿で載せているというのが現実のウェブページでございまして、無理からぬところがあるかと思っておりますけれども、もう一段、太田町長、京丹波町にとりまして50年に1回あるかなしかの大工事でございます。そういった意味合いにおいて、やはり大成建設の力を借りて、京丹波町の名前ここにありという形の中で、ウェブページで広く発信をしていただくことについては、プラス面はあってもマイナス面は一つもございませんので、もう一度力を入れて交渉をしていただくことを強く望みたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 答弁を求めますか。

隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 大変失礼をしました。私の遠ぼえでございました。お許しをいただきたいというふうに思っております。

次に、先般の新庁舎建設特別委員会による現場踏査時に、京丹波町新庁舎建設事業庁舎本体工事施工中といった周知看板の制作、掲示の提案を行っておきましたが、いまだ実行されておりません。何とか町長にお願いをして善処をしていただくように、行動を取っていただくことは可能なかどうか、よろしく申し上げます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 工事現場におけます新庁舎建設工事を周知といいますか、告知するための看板につきましては、多くの方が通られまして多くの方の目に触れます国道9号側に設置する計画で進めておるところでありまして、国道9号の拡幅の工事が終わり次第、仮囲いを国道9号側に移設して、その時点で設置するという予定でおるところでございます。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） ありがとうございます。もしもないようなら、私と町長で折半をしまして看板を作ってこれを掲げてくれとお願いに行かなあかんのかなと、こんなふうに思っただけでしたが、今町長の答弁で安心をいたしたところでございます。

本町のランドマークになる庁舎建設工事であり、町民の皆様をはじめ往来の全ての皆様に広く知っていただき認知していただくためには、看板は必要であります。よろしく願います。

次に、3つ目の大きな質問でございますけれども、本町にとって一番大事なことでございますので、時間が迫ってきたんですが、時間いっぱいを使いまして質問をしていきたいと思っております。

少子高齢化の急速な進行対策についてお伺いをいたします。地方が成長する力を取り戻し、急速に進む人口減少を克服するための地方から日本を創生する長期ビジョン、総合戦略が平成26年12月に閣議決定をされております。人口減少や少子高齢化などに苦しむ地方自治体の活性化を目指す第2次安倍内閣の地方創生政策であります。いま一度この政策を要約し、その成果や課題を整理しつつ、今後の対応についても議論をしたいと考えておりますが、当時の初代の地方創生担当大臣でありました石破大臣の談話がございますので、ちょっとご披露しておきたいと思っております。

日本は世界に先駆けて、人口減少、超高齢社会を迎えています。まち・ひと・しごと創生本部は、我が国が直面する人口減少克服、地方創生という構造的な課題に正面から取り組むために設置をされました。東京一極集中を是正する、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、地域の特性に即し地域課題を解決するという基本的な姿勢の下、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立により、活力ある地域社会、日本社会の維持を目指す、というのが当時の石破大臣の談話でございます。

5年が経過をいたしました令和元年12月20日、第2期総合戦略が閣議決定をされ、この5年間で進められてきた施策の検証を行い、優先順位も見据えながら、継続は力なりという姿勢を基本にし、地方創生の目指すべき将来や2020年度を初年度とする今後5か年の

目標や施策の方向性等を策定するとともに、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔となって、関係省庁との連携をより一層強化し、地方創生の動きをさらに加速させていくとされております。

本町の取組について質問をいたします。本年3月策定の第2期京丹波町創生戦略で示した戦略人口、2025年に1万2,000人、2040年に1万人の維持に向けた政策についてお伺いをいたします。

1つ目には、本町の掲げる事業を応援したいとする、ふるさと応援寄附金の現状について質問をいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 令和元年度のふるさと応援寄附金の実績につきましては、受付件数が1,117件で、総額2,016万1,000円のご寄附をいただいたところであります。

今年度の状況でありますけれども、昨年から地域商社プロジェクトと一体となって取組をやっておりまして、返礼品の品目を増やしたり取扱いのサイトを増やしたりということで取組強化を進めてまいりました。直近の8月末現在で、受付件数につきましては、昨年同月期に比べまして800件多い、約7.4倍になりますけれども、925件ということでありまして、寄附金につきましては、昨年同月期に比べまして1,178万1,000円多い、これで約5.9倍になるわけですが、1,415万2,000円のご寄附をいただいております。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） ありがとうございます。

今年度から受付サイトの増設や返礼品の件数拡大、内容の見直し追加など、充実をしたことにより大きな反響があると聞いておりました。今町長の報告があったとおりでございまして、担当課、にぎわい創生課職員の皆様の奮闘に感謝をしたいと思います。返礼品は寄附金の約3割相当額の地元農産品、加工品と決められており、農家の収入アップでさらなるやる気概の醸成や地元経済への波及効果は大きいものがあります。

職員の皆さんがやる気概を持って職務に当たられる環境を築かれた太田町長の組織改革の産物であり、今後についても厳しさの中にも目配りのできた職場環境の樹立を要望して、次の質問に入りたいと思います。

出生率が低い原因は、子どもを産み育てる若年層を取り巻く生活環境に厳しいものがあることが真の原因と聞いており、夫婦共働きの世帯が多く、子育てが困難な状況であり、子育て世帯を応援する政策が必要であります。子育て世帯に町営住宅料金の半額など、他自治体

にはない手厚い応援を実施する考えはございませんか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 子育て支援につきましては、京都府も子育て環境の日本一ということで取組を進めておりまして、京丹波町としても支援に取り組んでおるところであります、町独自の施策としましては、出産時にはすこやか祝金の支給をしておりますし、また高校生までの医療費助成でありましたり、所得制限を設けません第3子以降の保育料の無償化、また29年度からですけれども、子育て世帯の住宅リフォーム事業等を実施しまして、子育て世帯の負担軽減に取り組んでおります。

今後につきましても、第2期の子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、安心して仕事と子育てが両立できる環境の整備、子育てのしやすい町づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

なお住宅の使用料でありますけれども、子育て世帯に限っての使用料減免等の実施というのは、今のところ実施を行う考えはございません。

○議長（梅原好範君） 隅山君。

○4番（隅山卓夫君） 答弁ございましたが、答弁はそういう内容になるんだろうなというように思っておりますが、町営住宅申込み受付案内が頻繁に行われているが、応募者がいない状況となっております。子育て世帯に対する支援策の充実目的に特化して、公営住宅について方法はないのですか。町長答弁ございましたが、本町の居住環境については近隣市町と比べて遜色はないと思っております。一目で客観的に支援環境の違いが分かるようにしないと、人は寄ってこないと思います。住みたいに結びつける特色が必要であります。

若者世代の情報キャッチ能力は高く、素早く、そして違いが分かれば未練なく移動してしまう狩猟的人種になっているのを十分わきまえて、今日は時間がございませんので、今後町営住宅の運営について再度質問をして、議論を深めていきたいというふうに思っております。

本日ははしょっての質問になりましたこととお許しをいただきまして、令和2年第3回定例会における私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（梅原好範君） これで隅山卓夫君の一般質問を終わります。

次に、野口正利君の発言を許可します。

2番、野口正利君。

○2番（野口正利君） 2番議員、野口正利、ただいま議長より発言の許可をいただきました。通告書に従い一般質問をいたします。

一般質問に入ります前に、初めに終戦日を迎え、この季節になりますと、戦争の二文字を避けて通れません。人類の永遠テーマだろうと思います。政治の最大の責任と感じますことから、少しお付き合いをいただきたいと思います。

世界が、そして日本が平和であり続けるためには、日本において戦争、敗戦、終戦、さらに原爆について考えることが、政治家としての使命であるように思います。また戦争を経験した多くの方からのメッセージを含め、この場で訴えたいと思います。

戦争を知らない我々世代にとって、終戦という文字は、一体どこから戦争が始まって終戦に至ったか、何のための戦争だったのか考えさせられるわけですが、しっかりと検証し、国のために命を落としてはいけないという金子兜太さんのメッセージと、お国のために戦った、お国のためにという言葉を探求していくと、戊辰戦争に突き当たります。

勝てば官軍という言葉併せて考えたときに、戊辰戦争で御所に大砲を打ち込むという行為、長州テロリスト、明治政府による国宝などの文化財破壊行為、歴史書換えの事実という足跡は、戊辰戦争での勝利者の時代であったわけです。お国のためにとは、だまされているとしか言いようがない言葉で、結局戊辰戦争で勝利した薩摩と長州の人間のための戦争をさせられていたということになります。

その証拠が靖国神社にあって、勝てば官軍、この官軍として戦った人たちが眠っているのが招魂社、この招魂社が靖国神社となったわけですから、日本の国のために戦ったのではなく、薩摩と長州の人間のために戦争に行かされ、貴い命が犠牲になった戦争だったということになります。

改めて敗戦に至った経緯から日清戦争を考えてみると、その当時の中国は、アヘン戦争があって麻薬でぼろぼろになった中国国内の情勢の中で、日本が勝利しているわけです。中国に勝利したことが敗戦につながったと、私は思います。ウィキペディアによると、1864年7月19日、長州藩の兵が御所を襲撃。翌7月20日夜、宮中に不審者が300人以上侵入とありまして、一種異様な光景が目に浮かびます。特殊な言葉の元をたどれば、朝鮮半島から儒教をゆがめた特殊な民族が渡来して日本の国が乗っ取られたと仮定すれば、朝鮮半島植民地、中国侵略、日清戦争、全て解明されます。拉致された家族の方が本当に気の毒です。気の毒でたまりません。日本では拉致されたで表現されていますが、北朝鮮からすれば、日本が戦争で攻めてこないように、人質としているわけです。小泉元総理がお辞めになって、政治責任として、拉致された家族のために北朝鮮との外交交渉を続けている姿が私にはあります。

戊辰戦争または明治から150年で、日本の国が2つあって、1つは敗戦、終戦に至るま

で戦争に明け暮れた75年は、薩摩と長州の下での日本の国、戦後75年は天皇陛下の下での日本の国、こういうことだろうと思うわけであります。

改めて終戦後の日本国憲法の前文を読み直しました。その前文に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し」、この部分、「政府の行為」とは、明治政府の行為によって戦争が起こったということになると思います。その明治政府の実態が、「われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において」、この「専制と隷従、圧迫と偏狭」、この部分に明治政府の実態そのものを見た気がいたします。

戦後、2003年にイラク戦争を経験いたしました。イラク戦争は間違いだった以前の問題で、戦争を放棄した日本の国がイラク戦争という名の下に戦争を支援したことで、肉親を亡くした少女が日本を許さないと叫んでいた動画は、そのまま中村 哲さんが犠牲になったように思います。

小泉純一郎元総理がイラクへ行って、線香の一つでも上げている姿が私には映っています。イラクの首都バグダッドにある国立博物館収蔵品1万5,000点が略奪されたとあります。何のための戦争だったのか。真の目的は略奪。イラク戦争反対を訴え外務省を解雇された前レバノン大使の天木直人氏、正しいことを訴えた人間が解雇される。イラク戦争を通して、知らず知らずのうちに恐ろしい日本の国ができようとしている始まりが、ここにあるように思います。

そして世界平和であり続けるために、原爆を考えなければなりません。広島、長崎に原爆が投下され、何の罪もない多くの人たちが犠牲になり、一瞬にして全てを失いました。多くの英霊に対し、日本の政治責任としてなさねばならないことがあるはずであります。決して言葉だけではありません。今の時代、明智光秀の言葉を借りれば、全ての自衛隊員を太平洋側にずらっと並べて、敵はホワイトハウスにありと言って、よくも広島に原爆を落としやがったなと言って、アメリカに届くはずのない大砲を広島のためにドカンと一発、そして、よくも長崎に原爆を落としてくれたなと言って一発。そしてその大砲を薩摩と長州に向けて、終戦になるのかなというふうに思います。日本が平和であり続けるためには、日本からアメリカ軍基地がなくなることかもしれません。私が政治の立場で戦争、敗戦、終戦を検証すればこのようになります。

長々語らせていただきましたが、それでは通告書に従い質問を行います。

まず初めに上豊田保育所跡地についてですが、同和対策事業の一環として三十数年前に建てられた保育所ですが、認定こども園が建設されますと、上豊田保育所が跡地になります。

振り返れば、これほどまでに成長した事業はありません。本町においても女性活躍社会に貢献できる場となったことと併せ、幼児教育の重要性を感じます。同和対策事業による安倍政権下で同和問題が解明できたことは、ルネサンス発祥の地として歴史的な位置づけになると思いますが、認定こども園建設後における上豊田保育所跡地の活用について、お考えがあれば伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 上豊田保育所のこれまでの運営の経過も考慮しながら、建物の特性でありましたり子育て世代のニーズでありましたり、また地元のご意向も把握をしながら、有効活用できるように検討してまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 野口君。

○2番（野口正利君） よく歴史の話をするなど忠告を受けていますが、今が歴史をつくるとき、今が歴史になる、今が歴史の話をしている、そういう考えでありますので、これだけは譲れません。先人の残した足跡には大きな知的財産があります。上豊田保育所のあるところ、ここは伊勢七郎右衛門殿御知行をもって、殿山と言われているところです。同和問題の解消は本町の、もしかして日本のルネサンスの幕開けになるものと確信をいたします。

続きまして、2点目の新型コロナウイルスについてお尋ねをいたします。

先日NHKのラジオ放送を聞いていましたら、外国に比べ感染者が少ないことを受けて、外国人の方が話の中で、日本人はルールを守る民族ですと言っておられました。ネットワークで世界に広がり情報を共有する社会にあって、この一言は何かを考えさせられる一言になりました。

本町における感染者がゼロ人、この意味は大きなものがあると思います。3密を避ける意味合いからすれば、本町においては広大な山林に囲まれた環境と人口密度の関係、この自然との関わりに有意義なものを感じるところですが、不安な日々を過ごしている住民にとって、ワクチンの開発が待たれます。感染者ゼロ人の重いものも感じますが、ワクチンの情報があれば伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 残念ながら、報道で出されている以上の具体的な情報というのは持ち合わせていないところであります。報道によりますとアメリカの製薬会社ファイザーから、6,000万人分を供給してもらうことの合意ができたとか、イギリスのアストラゼネカと6,000万人分の供給の合意ができたとかいう報道がありますけれども、実際のところはよく分からないところありますし、またロシアや中国ではもうワクチンが開発されたとい

うような報道がありますけれども、安全性の問題でどういうふうになっているのかということも、よく分からないところでもあります。

早ければもう年明けにも、高齢者、医療関係者から先行して接種が始まる見通しというようなことも報道されておりますが、この効果につきましてもまた安全性につきましても、よく分からないという部分があります。また最近ではコロナウイルスのワクチンにつきましてもは無償で供与がされるというような報道もありますけれども、いずれにしても報道で聞いている以上の情報はないところでございます。

○議長（梅原好範君） 野口君。

○2番（野口正利君） 新型コロナウイルスが投げかけた課題、命に関わる問題、退院される方があるという事実、有効なワクチンが待たれます。ルールを守る民族ということと本町の自然環境をアピールいたしまして、次の3点目の質問に移ります。

3点目、5G活用についてお尋ねをいたします。

超高齢化社会が豊かな社会、豊かな経済になることが予測されます。新型コロナウイルスで加速すると思います。社会が大きくさま変わりすると思います。私が知る限り、今から30年ぐらい前ですが、日経ビジネスを愛読しておりましたときに、世界初のユビキタスを発見された坂村 健さんの、いつでも・どこでも・何でも・誰でもという言葉を思い出しまして、当時マイクロチップを両手に載せた写真が掲載されておりました。

I T関連の技術革新は目覚ましいものがあります。I Tの活用を取り入れることで、社会は大きく変わることが予測されますが、行政、地域、家庭、その他について簡単なイメージで結構ですので、将来展望をお願いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 近年、急速な情報通信技術が高度化しておることに対しまして、非常に技術革新も目まぐるしく、移動通信技術の5Gというのが都市部を中心に、一部のエリアでサービスも開始をされておるところであります。

本町におけますこの5G展開は全く予測できないところではありますけれども、見える近い将来としましては、ケーブルテレビの民営化によりまして、新たな情報通信基盤が整備をされるというふうに考えております。

民営化されますと、超高速のインターネット接続が実現することになりますので、行政としても、事務の効率化や住民の皆さんの生活の利便性の向上など、I Tではなく、I Tの間にコミュニケーションのCを入れたI C T技術の利活用によりまして、様々な課題解決につながっていくと考えております。

今後、その利活用の方法を幅広く検討してまいりたいと考えておりますが、令和2年度におきましても、このICTの導入例としましては、ラジコンの草刈り機の導入でありましたり、GIGAスクール構想によります学校へのタブレット端末の整備でありましたり、また防災の関係のスマートフォンのアプリでありましたり、また図書館の事業をネットワークで結ぶというような事業を進めていく予定としておるところであります。

○議長（梅原好範君） 野口君。

○2番（野口正利君） 天皇陛下の下での人権国家、そして日本にルネサンスが開花すると、政治は薩摩と長州の人間が埋没する、そんな時代が来ると思います。

続きまして、4番目の水道事業民営化についてお伺いをいたします。

住民により安心して安全を提供するものの一つに、水があります。限りない水の絶対確保、絶対の安全と安心の確保が住民サービスと考えますとき、水道事業の民営化による住民サービスの低下は避けるべきだと思います。移管時の責任の明確化こそ重要と考えますが、本町と事業者との住民の安全と安心のための責任明文化、さらに時代の変化による見直しを含め、お伺いをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 平成30年12月の水道法の改正によりまして、地方公共団体が水道事業者等としての位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等の運営権を民間事業者に設定できる仕組み、いわゆるコンセッション方式と言われるものが導入されたところでもありますけれども、本町の水道事業について、コンセッション方式を含む民営化に取り組む考えは現在のところはございません。

水道というのは、言うまでもなく環境衛生を清潔に保つ役割を持っておりまして、快適な暮らしに欠かせないライフラインであると考えますとともに、産業を支える大切な社会資本であります。今回のコロナにつきましても、やはり世界の中には水で手が十分に洗えないというような国もあるわけでありまして、非常に水というのは重要な役割を果たしております。そういうことから、持続可能な水道として国や府、また近隣の市町との連携も図りながら、適正な水道事業の運営に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

○議長（梅原好範君） 野口君。

○2番（野口正利君） よろしくお伺いをいたします。

基本料金に公平性を感じますが、節水など呼びかけたときには、料金の見直しの必要は感じます。年金生活の1,000円は大きいですが、異常気象による環境変化等、大変難しいときこそ、行政の担う役割の重要性を感じます。

続きまして5点目の、農業従事者への支援についてお伺いをいたします。

何年か前、政治が農業に手厚いという言葉聞いたことがあります。恐らく都心部から出てきた言葉だろうと思うんですが、農業委員などを経験しまして、農業をやりかけ始めましたが、野菜を作るより体をつくるのに10年はかかると感じました。

年貢米を納めていた農業の歴史を見たときに、昔のこととはいえただ働きをさせられていた、そんな歴史があります。農村地域に居住して1年間の保有米確保は、生活基盤の安心確保につながりますが、基盤を揺るがすものに異常気象による豪雨や干ばつ、それに付随する弊害が考えられます。農業従事者のより安定就労となる生活基盤の確保は、必要経費負担の軽減が課題であると感じました。収益がマイナスではなく、ゼロ以上の経営になるようになれば、何かの基準を設けて、基準が達成されたところは水道代、電気代、その他合わせ月々3万円ぐらいの助成があれば、少しは安定した農業経営ができると思います。ただ働きさせられてきた農業者への還元ということで、政治的な活動も当然必要になりますが、農業者によって国土が守られている観点から、国・府・市町村のさらなる支援が必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 農業者の経営に影響を及ぼします気象でありましたり、そういったことによります収入減に備えるものとしましては農業共済があるわけでありまして、また収入保険制度というのがありまして、そうしたセーフティーネットへの加入を進めておるところであります。

また、農業の生産条件が不利な地域での農業生産活動を行う農業者を支援する取組ということで、中山間地域等直接支払制度でありましたり、多面的機能支払交付金制度なども活用をいただいているところでありまして、こうした支援策等につきまして引き続き関係機関と連携も図りながら、周知に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 野口君。

○2番（野口正利君） 異常気象による農業従事者への支援。新たな課題を掲げて安定した持続可能な農業経営ができるよう、政治活動の中でも努力していきたいと、私自身は思います。

以上をもちまして質問を終わります。

○議長（梅原好範君） これで野口正利君の一般質問を終わります。

これより、暫時休憩に入ります。再開は2時20分とします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

○議長（梅原好範君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、篠塚信太郎君の発言を許可します。

14番、篠塚信太郎君。

○14番（篠塚信太郎君） 公明党の篠塚信太郎でございます。令和2年第3回定例会における私の一般質問は、新型コロナウイルス感染症対策、防犯・環境対策、令和2年度認定こども園整備事業木材調達契約（その3）の3項目について、通告に従い質問いたしますので、明快なご答弁をお願いいたします。

まず1点目の新型コロナウイルス感染症対策については、第2波ではないかと言われている感染のピークが過ぎ、緩やかに収束に向かいつつあり、このまま完全に収束してもらいたいと願っているところでありますが、秋から冬にかけて第3波が襲来するのではないかとの予測もされており、まずは感染防止対策に引き続き取り組んでいくことが、行政に課せられた今日的な、最大の責務の一つではないかと考えているところであります。

役場本支所の窓口業務の感染予防対策として、ビニールカーテンで仕切られていますが、3密状態が完全に解消されているとは言えません。さらなる感染予防対策として、住民票、印鑑証明、戸籍謄本や税務証明等の交付をコンビニで発行することを検討すべきでないか、お聞きをいたします。

コンビニでの住民票等の発行は、感染予防対策としても有効であると考えますが、住民の皆様方にとりまして、休日夜間、全国どこにいても住民票等が受け取れ、利便性が大きく向上しますので、早期に取り組むべきではありませんか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） コンビニでの交付サービスでありますけれども、市町村が発行します住民票の写し等の証明書が、マイナンバーカードを利用してコンビニのキオスク端末から取得できるというものでありまして、3密という意味ではコンビニも3密が発生する可能性はあるわけですが、先ほど議員がご指摘のとおり、自治体の窓口に出向かずに、毎日、しかも早朝から夜間まで対応できるということで、利便性が向上すると考えております。

そういったことも踏まえて検討していく必要があると考えておりますけれども、本町におけますコンビニ交付サービスにつきましては、マイナンバーカードの普及に合わせ、またシステム運営経費も必要になってきますことから、その辺も考えながら、導入に向けました検討を行ってまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） ただいま町長からの答弁がありましたように、コンビニで住民票

を受けるためには、マイナンバーカードが必要であります。マイナンバーカードの交付の促進にもつながるのではないかと私は考えておりますが、その見解につきましてお聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 久木住民課長。

○住民課長（久木寿一君） 今京丹波町のマイナンバーカードの取得状況でございますけれども、十二、三%辺りにあります。ただこれまで発行されたカードで有効期限を過ぎて、有効でないカードもあります。そういったことから、約10%の有効なマイナンバーカードがあるということで、今つかんでおります。そういった中で、このコンビニ交付サービスをどのタイミングで導入していくかということなんですけれども、やはり国も健康保険証も利用できるというような方法を取ってみたり、いろんなマイナンバーカードの活用をこれから進めていこうというふうに考えておられまして、結構取得状況も促進されていくと思います。

マイナンバーカードを持っていないとサービスが受けられませんので、やはりその進捗も見ながら、併せて経費の問題、その辺りの導入効果も見ながら検討をしていかんなんというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 次に、行政窓口での3密を避ける感染予防対策としまして、デジタル行政推進法に基づき、行政手続のオンライン化等を推進し、感染予防を図る考えはないかお聞きをいたします。

各種申請書の提出などの行政手続は、長時間担当者との密接状況が続き、感染リスクが大きくなります。その状況を回避するためには行政手続のオンライン化に取り組むことが効果的であると考えられますので、将来的に取り組む考えはないかお聞きをいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） ご指摘のとおり、行政手続をオンライン化していくということは非常に重要な課題だと認識をしておるところでありまして、その実施に向けまして先進的な市町村の状況についても調査、検討をしていき、住民の皆さんからのいろんなニーズもあると思いますので、そういったことに応えられるよう、利便性の向上に向けまして、また様々なセキュリティ等の課題も踏まえまして、検討を積極的に進めてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 検討していくということでございますが、デジタル行政推進法に

つきましては、情報通信技術を活用しまして、行政手続等の利便性の向上とか行政運営の簡素化、効率化を図るために、令和元年5月31日に公布された法律でありまして、新型コロナウイルス感染症対策として制定された法律ではありませんが、新型コロナに関する国の支援金等も、ほとんどがオンライン申請で行われている現状であります。

地方自治体においても、将来的にはほとんどの行政手続がオンライン化するものと考えられます。そして地方自治体の手続のオンライン化に必要な情報システムを国が統一的に構築すると、この法律では定めておりますので、経費の負担も軽減されますことから、取組を進めていただくことを申し上げまして、次の質問に移ります。

次に新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、飲食、観光、運輸業、ほかにも業種様々でございますが、非常に大きな影響を受けました。大幅な収入減になったところでありまして。そして今後急激な業績の回復は見込めないことから、小規模事業者へは、国・府・町から様々な支援金が交付されているところでありまして、公共施設の指定管理施設の収入減に対して、施設管理を継続していただくために当面必要な運営補助金を交付する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 新型コロナの防止に伴いまして長期間にわたります休業要請を行いましたグリーンランドみずほに対しまして、1,000万円の協力金の給付を予定しておるところであります。

また、外出自粛や休業要請等に伴って落ち込んだ地域振興施設であります各道の駅に対しまして、新型コロナウイルス対策施設等環境整備に係る補助金として、一律500万円を上限として助成事業を実施する予定としておるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） グリーンランドみずほには1,000万円、ほかの道の駅に500万円の補助金を交付するということではありますが、指定管理施設であるグリーンランドみずほ、道の駅和、道の駅味夢の里の4月から8月までの5か月間の前年度対比収入減がどれぐらいか、データをお持ちでしたらお答えを願いたいと思います。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 4月29日から5月6日の間になりますけれども、ご了承いただきたいというように思っております。

4月29日から5月6日までの売上げの昨年との差額でございますけれども、味夢の里につきましては、レストラン、フードコートと比較させていただきまして、1,208万5,

097円となっております。それから丹波マークスにつきましては、これもフードコートの自粛で、414万5,627円となっております。それからグリーンランドみずほにつきましては、施設全体で、この期間で、1,397万3,542円となっております。それから和につきましては、フードコート、それから2階の宴会場、わち山野草の森を入れまして279万2,957円という状況になっているところでございます。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 道の駅には、環境対策等々で500万円は補助金を交付するということではありますが、今聞かせていただいたように、かなり集客力が落ちておりますので、道の駅和、そして道の駅味夢の里に運営補助金を交付する考えはないか、お聞きをいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 栗林にぎわい創生課長。

○にぎわい創生課長（栗林英治君） 今回の協力金のグリーンランドみずほへの1,000万円でございますけれども、グリーンランドみずほにおきまして、4月9日から5月31日まで、自粛要請に伴います休業をしていただいております。特にほかの指定管理施設とは違いまして、運動施設それから宿泊の施設、ロッジでありましたり、みずき、それからあかまつのコテージというところで、その部分の減少が非常に多いということから、今回につきましては国の給付金を活用いたしまして、グリーンランドみずほへの協力金を支給するというところでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 次に、先ほども申し上げましたが、運輸業も新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、大きな収入減となっていると考えられます。JRバスにつきましては須知高校の休業等により、また京都タクシー須知営業所は外出自粛要請等によりまして運賃収入が減少していると考えられますことから、運行補助金を交付する考えはないかお聞きをします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 西日本JRバスの京丹波営業所、京都タクシーの園部営業所は、地域の公共交通としては必要不可欠でありまして、今後沿線市町と情報共有をしながら、運行補助については検討してまいりたいというふうに考えます。

また感染症対策としまして、車内の消毒抗菌処理に対する支援を実施をしていくために、

今回9月の補正予算もお願いをしておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 運賃収入減に対する交付も検討したいということですが、JRバス路線が廃止となりましたら、町営バスを園部駅まで運行しなければならないことになりかねません。その場合にはまた多額の運行経費が必要となります。JRバスの運行を維持していくためにも、運行補助をすることは本町の将来負担を軽減するものと考えますので、運行補助金の交付を申し上げまして、次の質問に移ります。

次に共同作業所の物品販売がイベント等の中止によりまして減少していることから、物品販売の促進と収入増となる事業委託を行う考えはないかお聞きをします。

本町の共同作業所は、就労継続支援B型で、雇用契約を結ばないで通所して、授産的な活動を行い、工賃をもらいながら利用する施設で、加工物品等が販売できないと、支払われる工賃が少なくなります。現在は、日額600円の工賃が支払われておりますが、新型コロナウイルスの影響で現行の工賃が支払いできるか、厳しい状況であると聞いておりますので、行政の支援が必要ではないかお聞きをいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 本町におきまして、障害者の就労施設等から物品等の調達方針を定めておりまして、できます限り多くの機関で障害者の就労施設等からの物品調達の推進が図られるよう努めておるところであります。

また、南丹圏内の福祉関係団体で構成されております障害児者総合支援ネットワークの中の作業所連絡会などにおきましても、自主製品の販売促進等につきまして情報交換を行っていただいております。その中で新型コロナウイルスの影響により自主製品を知っていただく機会が減ったことから、対策として販売に関する研修会の開催を検討しているというふう聞いておるところでございます。

なお、これまでから町においても自主製品の活用や管理業務の委託をさせていただいているところでもありますけれども、引き続き受注がいただけるように支援をしてみたいと考えておるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 様々な対策をしていただいているということで、町の事業でも物品を購入して、余った物なのか、窓口のところは無償配布で、共同作業所の物品が置いてあるということで、こういうことはどんどん進めてやっていただきたいと思います。先ほども申しましたとおり、本町の共同作業所通所者の工賃は日額600円であります。この金額を

聞いて、非常に低いなというふうに思っておりますし、月額にしますと20日間通所されて1万2,000円ということになるわけですが、全国平均では平成29年度ぐらいですが月額1万5,000円というようなデータが出ております。つまり、全国平均より3,000円少ない工賃になっているわけでありまして、そして施設の利用料金は9,300円であります。免除のない人はこの工賃の実質手取り月額が2,700円しかなく、非常に厳しい生活を余儀なくされておられます。

このような状況から、工賃を全国平均に引き上げる支援を、やっぱり行政が行うべきではないかということを思いますので、再度この点、お考えがあったら見解をお聞きいたしておきます。

○議長（梅原好範君） 岡本保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡本明美君） 工賃につきましては、現時点では検討はいたしておりません。町からも共同作業所の運営につきまして、委託料もお支払いさせていただいております、できるだけそういった物品販売につきましても、機会を設けて採用させていただくということでご支援を続けさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 南丹市では作業所によっていろいろあるようでございますが、800円というような話も聞いております。隣接の市町としてはちょっと差があり過ぎると思っておりますので、やはり何らかの方策を講じて、800円程度には引き上げるべきではないかと申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、スポーツ協会が主催するスポーツ大会は、スコアカード等の提出で開催を検討してはどうかということをお聞きいたします。イベント等の開催自粛要請によりまして、教育委員会は特に社会体育、それから社会教育が一番大きな影響を受けたのではないかなというように思っているところでありますし、ほとんどスポーツ大会も中止になりまして、現在の状況が続くとすれば、本当にスポーツ振興が大きく後退すると思っているところであります。コロナ禍中ではありますが、いつまでも大会を自粛するのではなく、十分な感染予防に工夫を凝らして、順次大会を開催すべきと考えております。

特に個人競技のグラウンドゴルフ、それからボウリング等につきましては、スコアカードの提出によりまして大会を開催し、表彰してはどうかと考えておりますが、その見解につきましてお聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 本町の各種スポーツ大会につきましては、京丹波町スポーツ協会を

中心に取り組んでいただいております、ご提案いただきました内容につきましては、町のスポーツ協会と十分連携をしながら、新しい生活様式に沿った形での開催に向けた検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 協会と連携を取って進めていくということですが、団体競技のスポーツ大会の開催計画はあるのか、分かっておれば教えていただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 樹山教育長。

○教育長（樹山静雄君） 団体での競技というのは今のところ計画がないという状況でございます。

ただ、今議員からご提案いただきましたように、スポーツの形につきましては、今回のコロナ禍によりましていろいろな方法を考えることが、今後必要かというふうには思っております。普通でしたら何々大会をします、陸上競技大会に集まってとか体育館に集まってとか、一堂に会しての大会というイメージがどうしてもスポーツにはあるわけですけれども、今回は一堂に会することができない状況ということから、いろいろな方法をこれから生み出していかならんと思っております。例えば、今回町とスポーツ協会が連携しまして、7月21日に包括連携協定を提携した（株）アールビーズとの共同企画で、10月にはオクトーバー・ラン&ウォークという、歩く、走るということをそれぞれ個人で取り組んで、携帯、スマホで登録して合計距離を競うというような取組もしていくべく、今、町のスポーツ協会と検討しておるところでございます、9月の中頃ぐらいには周知できるかと思っております。ですから今後スポーツ大会も、一堂に会してする大会があったり、また個人が個人として一生懸命取り組んだことを結果として報告をして競い合うという、そういう形も一つの大会の持ち方としては考えられるんじゃないかというようなことを思っております。

いずれにいたしましても、町のスポーツ協会と十分連携協力しながら、今後のスポーツの在り方については相談して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 開催に向けまして新たな取組をしていただいているということで、どんどん進めていただきたいなというふうに思います。

プロ野球は対戦形式なんですけど毎日やっておりますし、先ほど教育長おっしゃったように、3密を避けるために一堂に会せませんが、個々の対戦なら、プロ野球見てたら、バレーにしろほかの競技にしろできるんじゃないかなと。日にちはかかりますが日にちを変えたり、そういう個々の団体が対戦する方式も検討していただいて、スポーツ振興を図っていただき

たい、また大会も開催していただきたいことをお願いしまして、次の質問に移ります。

2点目は、防犯・環境対策についてお聞きをします。

防犯カメラの設置状況であります。都市部でほとんどの地域が何らかの防犯カメラでカバーされていると聞いております。本町においては小中学校や主要な公共施設、この役場の駐車場にも取り付けられていると聞いておりますが、行政区では須知商店街に数台取り付けられている以外には設置されていないのが現状ではないかと思えます。防犯と不法投棄の監視等に防犯カメラの設置が有効と考えますが、各区の設置要望を取りまとめまして計画的に設置を検討すべきでないか、お聞きをいたします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 防犯カメラの設置につきましては、防犯対策への活用や犯罪の抑止効果が期待できますことから、自治振興補助金等を活用いただいて、各区に設置をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。

また今年度につきましては、不法投棄対策として可搬型の監視カメラを購入をいたしまして、この監視カメラにつきましては不法投棄が繰り返されるような場所など、その状況に応じて必要な箇所に一定期間設置をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 防犯カメラは自治振興補助金で設置できるというのは、これは初耳でありまして、2分の1ということになります。これが使えるのであれば、進んでいくのではないかなというふうに思います。不法投棄の場所にも貸出しするというような対策を取っていただいておりますが、行政区からは防犯カメラの設置を考えているという声も聞いておりまして、先ほど町長からありましたように、特に不法投棄の多い区では、清掃と対策に大変苦慮されておられて、監視カメラの設置を検討されている区もあります。

去る7月4日に上豊田区で、グリーンロード作戦というのが実施されました。この作戦は高原地区の防犯ステーションという団体が活動しているわけですが、構成団体は富田駐在所、それから防犯協会、各区長等で構成されておられて、国・府・町道沿線の不法投棄物の回収と清掃活動を、定期的にも実施されております。

私も現場に行っておりまして、そのときに、不法投棄対策につきましていろんな意見交換がされました。それで防犯カメラを設置すれば効果があるのではないかなという話も出ていたところでもあります。

防犯カメラのデータを一元管理するという観点から、行政区が設置するよりも行政が設置するのは適切と考えますが、行政区からの要望台数によっては、先ほどありましたような自

治振興補助金も使いながら、街路灯と同様の補助事業とすることも選択肢と考えますが、見解を再度お聞きしておきます。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 先ほど町長の答弁にもございましたように、自治振興補助金を活用していただきまして、各区により設置していただきたいというふうに考えております。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 第3点目は、令和2年度認定こども園整備事業木材調達契約（その3）等につきましてお聞きをいたします。

木材調達契約を京丹波木材供給共同企業体と締結するに当たりまして、木材調達の予定価格を算出するために府内製材所A社、B社、C社の3社から設計単価の見積りを徴していますが、7月1日付の文書質問で、見積書を提出した3社の社名の公表を求めましたが、拒否されました。会社名を公表しない見積書は私は信用できませんし、会社の概要や木材の販売単価等の調査もできないわけでありますから、再度この木材調達費の単価調査に見積書を徴したA社、B社、C社の社名の公表を求めます。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 認定こども園整備事業で取りました府内のA社、B社、C社の見積りでありますけれども、これにつきましては認定こども園の設計価格を算定するために、市場価格を適正に反映するための資料として徴取したものでありまして、その内容につきましては各業者のノウハウも含まれており、また公表を前提に徴してないということもありまして、これまでも社名について公表してきておりませんし、公表するつもりはございません。

なお、この3社につきましては京都府木材組合連合会の認定事業体27社のうちの3社でありまして、この27社につきましてはホームページでも公開をされておるところであります。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 公表しない理由としまして、参考資料としての見積りだということと会社のノウハウもある、それから公開を前提にしていないということでもあります。参考資料として徴したものであるから公表しないという答弁でございますが、その見積額がそのまま設計書の木材調達費として採用されているわけでありますから、これは参考資料ではありません。この見積書は公文書でありますので、公文書であれば公表の対象とすべきであります。

次に、見積書の内容はノウハウが含まれているため公表の対象としないとの答弁でありま

すが、ノウハウの国際的な定義は、単独でまたは結合して、工業目的に役立つある種の技術を完成し、またそれを実際に応用するのに必要な秘密の技術的知識と経験、またそれらの集積というのが定義でありますので、杉をただ単に製材することが、この国際的な定義のノウハウには全く当たらないと、私は解釈しております。

そして社名を公表しないことを条件に見積書を徴しているというので公表しないということではありますが、これはもう初めから社名を公表しないことを条件に見積書を徴すること自体が、私は間違っているというように思いますし、なぜそのような条件で見積書を徴しなければならなかったのか。そして公表を求められているので、公表してもよいですかとA社、B社、C社の3社と協議されたのか、お聞きをします。

とにかくこの参考資料、ノウハウ、公開は前提にしてないということは、この理由で公表しないというのは私は全く理解ができませんし、何か公表すれば都合の悪いことがあるのか、再度公表を求め、お聞きをします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） ノウハウにつきましては、以前から言っておりますように、その価格がA社ならA社の単価というのがいわゆる公になりますと、前は一般競争入札の見積り結果の具体例を申し上げたんですけれども、それを見た一般の消費者が、その金額でできるってたしか京丹波町で受けはったなど、そういうところは弊害になるというふうに、まず考えてます。

それから見積書の公表について、3社と話はしておりません。社名を公表しない理由というよりも、あくまでもこれは予定価格を算定するための見積り徴取でございますので、そこを公表することは適正でないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 町長の答弁で、この3社についてはホームページでも公開されているということでありますので、社名を公開しても何も問題ないのではないかとこのように私は考えますが、見解をお聞きします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 27社というのはいわゆるそういった連合会の関係の、27社が全部ホームページで閲覧できるということであって、その中に3社が入っているということでございます。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 27社とおっしゃいましたが、京都府木材組合連合会は13団体の300社が加盟してまして、27社ということはないと思うんです。その辺分かってたら教えてください。

それから、ノウハウが含まれているということではありますが、先ほども申しましたように、ノウハウというのは国際的な定義がありまして、三省堂の国語辞典で、ノウハウの意味は、製品の開発や製造などに必要な技術、知識、技術情報ということでもありますので、これから見ますとノウハウがあるから公表しないというのは、私は当たらないと思いますので、再度この定義に合わせて、何でノウハウがあるからというふうな答弁だったのか聞いておきます。

それと見積書を出した府内製材所A社、B社、C社の3社の社名を公表しないのは、情報公開条例の規定に反しませんか。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 3つあるんですけれども、まず1つ目、27社につきましては、先ほど言われたように188社ほど確かにあるんですけれども、27社はKTS材、京都府の府内産の木材を擁するとか、そういった材木屋を、また別途細分化したそういう業者が27社だにご理解を賜りたいと思います。

それからノウハウにつきましては、これはノウハウの定義だけではなくに、先ほどから申し上げましたような、いわゆる見積りを公表することによって弊害が生じるということ回避しなければならないというふうに考えているということでございます。

3つ目を、総務課長お願いします。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 情報公開条例の件でございますが、先ほども木南課長のほうから申しましたとおり、その業者の持つ今までからの経験でありますとか、そういったこれまでからの蓄積といったもの、いわゆるそれを一くりにノウハウというふうに申しておりますが、そういった弊害を生じるようなことを懸念される場合は、情報公開できないというような文言もございまして、そこには抵触してこないと考えております。

以上です。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 今、情報公開条例で開示しない文書だということですが、情報公開条例の第何条の第何項に該当しますか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） 情報公開条例何条か、今即座に答えることができませんが、公開条例の逐条解説的なものがございしますが、そこにある開示しないことができる公文書ということで、事業運営上の地位でありますとか社会的な地位、その他正当な利益が損なわれると認められるものというような解釈で明記されております。

以上でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） それは第6条第2項であります。ただし書がありまして、そのウに該当する場合は公開できるということになってます。この見積書はウに該当するのと違うんですか。

○議長（梅原好範君） 長澤総務課長。

○総務課長（長澤 誠君） おっしゃるとおり、ウの「開示することが公益上必要と認められるもの」というような項目もございしますが、この部分につきましては、ちょっとこの場で即座に判断することができません。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） この情報公開条例の第6条第2項のウの見解につきましては、また後日教えていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

設計見積単価として採用した、A社の羽柄材、垂木、樹種は杉、無等級で産地は京丹波町、材長4メートル、短辺45ミリメートル、長辺120ミリメートル、1本当たりの見積額は税抜きで3,196円です。私が南丹市の木材業者から羽柄材、垂木1本で、京丹波町産ではないですが、価格で同等品のをくださいということで見積りを取りましたところ、税抜きで1,730円でありました。A社と比較しまして1,466円安価でありました。その南丹市の木材業者の見積りと比較してA社は1.8倍、B社は2.1倍、C社は2.4倍の見積額でありまして、杉の垂木1本で1.8倍から2.4倍の見積額が正当な額であるか検証するため、他社から見積書を徴し、検証し、その結果を公表すべきでないか、お聞きをします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 設計単価につきましては、工事に必要とする産地の指定、性能、数量等の仕様を見積り条件として定めまして、木材の納入に必要な調達業務一式を請け負うための総合計というものを府内3社に依頼して見積りを徴取して、最低金額を示された事業者の見積りの内訳から0.72という査定率を掛けまして、町的设计単価を算出したところであ

りまして、その結果2, 289円という設計単価を出しております。

この設計単価につきましては、産地なり寸法が異なりますので、同じ材としての比較とはなりませんけれども、京都府木材組合連合会が公表しております木材の単価、設計単価と比較検証もしておりますし、その中で過大でも過少でもないということを確認して、妥当な金額であるということで判断をしておるところでございます。

そういったことでありますから、改めて他社から見積書を徴取する予定はございません。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 7月1日付の文書質問で、府内製材所A社、B社、C社の垂木1本当たりの見積単価については、工事業者に納品する場合の単価であるとの回答でありましたが、私は8月4日に南丹市の木材業者に、実際に京丹波町産と価格で同程度製品の杉、垂木5本を発注しました。午後3時に注文しますと、午後4時30分に製品を引き渡すとの連絡がありまして、取りに行きました。杉、垂木5本の店頭渡し価格は、先ほど申しましたように、1本当たり税抜き1,730円で、最安値の見積単価を提出したA社より、1本当たり1,466円安い単価でありました。しかし南丹市の木材業者の製品は、安かろう悪かろうではありません。かんなはかかっておりますし、十分に乾燥はできていると説明がありました。大変にきれいな木材で、最近はやいから製品が悪いというようなことはありません。

そして新庁舎の木材もたくさん納品させていただいたと言って、感謝されておりました。新庁舎に納品されている木材と同等品でありまして、今日軽トラに1本積んできておりますので、その製品がどんな木材か、時間があつたらしっかりと見ていただけたらよいと思っております。

他社から見積りを徴しないということでありましたら、京都木材協会に加入している300社をインターネットで検索しまして、やったはると思うんですが、A社、B社、C社の見積額が正当な単価なのか検証して、公表すべきではありませんか。

そして羽柄材、垂木、材長3メートルの1本単価は、京都府木材組合連合会の木材単価表では幾らになっているのかお聞きします。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 見積りでありますけれども、見積りというのはそれぞれの取引においてそれぞれの条件の下で作成されるものでありますので、それが一律にほかにも普遍的に適用されるというようなものではないと考えるところでありまして、ましてや個人で数本購入したようなものと公共事業として数百本購入するものと一律に比較をして単価がどうだというのは、あまり意味のない議論かというふうに考えます。

先ほど議員がお話しされたように、寸法は京丹波町の認定こども園で調達したものと同じというふうに聞いておりますけれども、発注されましたのは5本、そしてここは異なっていたら指摘していただきたいんですが、既製品で在庫品であった。産地は不明であるということです。そういったものの単価。そして町で発注したのは、これは400本からの注文でありまして、そして議員が見積りをされたときに売買契約書は作成されていないと思えますし、瑕疵担保責任についても締結はされていないというふうに思うわけでありまして、そういったことも含めて調達をしてくるものでありますので、全く違う取引を一律に比べて価格がどうのこうのというのは意味がないというんですか、議論としてあまり成り立たないものではないかと考える次第でございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 町長はそうおっしゃいますけど、このA社の見積りは、店頭渡し価格といたしますか、業者に渡す価格なので、それと私が個人で見積り取ったのと比較して全然違うって、そんなことはありません。それは申し上げておきます。

それで認定こども園で買うのが公共事業で438本ですね。私が5本買うより438本買うほうが、通常安くなりませんか。これが1.8倍も高くなるんですよ。その点は申し上げておきます。もうこんなこと、いつまで議論しとってもらちが明きません。

それで、この設計見積単価を提出したA社、B社、C社の見積書のこども未来課の受付日が、3社とも4月10日になっておりますが、郵送されたものか持参されたものかお聞きします。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） そこまで私、ちょっと把握をしておりません。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 何で私が分かったかと言うと、資料請求でこの見積書の社名抜きの見積書を頂いて、それを見て言ってるんです。そこにありませんか。分かりませんか。分からなかったら聞いてくださいよ。そやないと次に進みませんよ。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） 受付につきましては、確かに10日の日に受付印を押しますし、それをお渡ししてますので間違いはございません。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） それで郵送で来たのか、業者が持ってきたのか、そのことを聞いてるんですよ。4月10日というのは、私も見て言ってるんですから。

○議長（梅原好範君） 木南こども未来課長。

○こども未来課長（木南哲也君） また確認しておきます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） これは重要なことなんです。何でかと言うと、この見積書の発行日が4月10日なんです。ですから受付印が4月10日ということは、多分持参しないと受付印押せませんよね。どうですか。郵送やないかと思うんですけどね。4月10日発行では、持参をしたというふうに私は思ってるんですけど。合わさんといってくださいよ、それは調べてくださいよ。

ですから持参した場合、これどっちか分からないので、想定のことを言っても仕方ないんですけど、言うときますけど、持参したのなら各社が持ってきたのか、誰かA社かB社かC社が代表で持ってきたのか、その辺のことはどうやったということを私は聞きたかったんです。ですからどっちやということをはっきり言うてもらわないとあきません。もう、次に行きます。

全く納品の見込めない見積書の提出については、これはどこの製材業者でも真剣に見積りをしないのではないかというふうに、私は思ってるんです。その結果、A社、B社、C社の見積りは市場価格とかけ離れた単価だと、私は思っております。

木材単価について、町長の答弁と私の質問には大きな相違がございまして、どちらに正当性があるのか、本日傍聴に来ていただいている方やこれからケーブルテレビをご覧いただく町民の皆様がいて、ご判断いただけるというふうに私は思っておりますが、いずれにしましても私は独自で、独自はあかんと言われたんですけど、独自で見積書を徴取して、実際に垂木5本を購入し、木材単価を調査したわけでありますから、執行部もネットでも何でもよろしいので、調査をしてその結果を公表すべきではありませんか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 何回も繰り返しになりますけれども、見積りというものはそれぞれの人との関係で、取引によって作成がされるものでありまして、その条件で作成した見積りの単価と、公共工事の京丹波町で見積りを徴した単価を、同じテーブルで単純に比較をすべきものではないというふうに考えておるところであります。

そしてその単価でありますけれども、設計価格を算定するために業者から取ったものを、査定率を掛けて設計価格を出しております。その設計価格は京都府木材組合連合会が出しております価格、これについては長さが3,000ミリメートルのものしか公表されておらず、3,000ミリメートルの45ミリメートルの120ミリメートルで2,200円

という単価が出ておりました、本町でそのA社、B社、C社の中から最安値で設計単価を出したのについて2, 289円という金額が出ておりますので、これが適正な設計価格と考えております。この2, 200円という金額につきましては、議員が以前に指摘をされました高知県の木材組合の価格も2, 200円でありまして、適正な金額であると考えておりました、金額は適正でありまして、金額を安くするために見積りの圧力をかけるというようなことは、これは公共団体としてやってはいけないことだというふうに考えておるところでございます。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 町長のおっしゃってるのは、私もそのときは勘違いしとったんですよ。高知県の木材協会が2, 200円で、これええとこ行ってるなというようないいかげんなことを言ってたんですけど、ちょうど今言うたはるのは、違うんです。その2, 200円に係数0.72を掛けんとあかんのですよ。そうしたら千五、六百円ぐらいになるんです。ですから2, 280円と比較したら600円ぐらいの差が出て、高いものを買ったということになるんです。

次にそれを言います。私が南丹市の木材業者から徴した見積額で、設計書に基づいて算出した羽柄材、垂木の設計合計金額は71万7,000円でありまして、A社の見積額で算出した設計額131万8,000円より60万1,000円安価であったということでありまして、契約金額では69万1,000円安価となります。契約率を掛けております。その同額程度の損害を町民に与えたということには、町長、なりませんか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田昇君） 繰り返し申し上げますとおり、それぞれの見積りというのはそれぞれのところで適用されるものであって、一律に公共工事についてもそのまま適用されるというようなものではないということは明らかでありまして、議員がおっしゃいます南丹市の木材業者さんは、この町のものにもその単価で全然大丈夫というようなことをおっしゃっているわけではないと思いますし、その推量でそういったことを比較しても意味がないというふうに考えております。

それから先ほど議員がおっしゃいました高知県の設計の単価表ですけども、手元にあります。これ間違いないですね。これを頂戴して、これで2, 200円と書いてあります。これのタイトルには、木材の標準設計単価表と書いてありまして、これは設計単価でありますから、この設計単価からさらに経費分を差し引くというようなことはしないわけでありまして、ここに書いてある2, 200円とうちの設計単価2, 289円を比べるのが正しいやり方で

あるということを申し上げておきたいと思います。

○議長（梅原好範君） 篠塚君。

○14番（篠塚信太郎君） 市場価格とかけ離れた木材単価で予定価格を算出している、調査しないということは、自分の懐は何も痛まないからではないですか。町民の皆さんの大切な税金を使ってるのだという感覚で、常に業務を行うべきではないですか。

○議長（梅原好範君） 太田町長。

○町長（太田 昇君） 先ほど来申し上げておりますとおり、見積書については市場価格を反映したものでありまして、それを設計価格に適正にやっております、その価格については適正なものでありますので、そういった取り直しをする、また設計価格が高いから下げようという圧力をかけるというようなことをする予定はありませんし、適正な設計価格で設計がされておるものというふうに考えます。

先ほどのものについては設計価格表ですので、高知県の業者も見積りを出すときはこれに基づいて、この設計単価に当然利益分を上乗せをして見積りを出すのが当たり前だというふうに考えておるところでございますので、認識をいただきたいと思います。

○議長（梅原好範君） これで、篠塚信太郎君の一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

次の本会議は、7日に再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

散会 午後 3時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 梅原好範

〃 署名議員 谷山眞智子

〃 署名議員 篠塚信太郎

〃 署名議員 森田幸子

〃 署名議員 岩田恵一